

総務委員会会議録

日時 令和7年6月24日（火） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時47分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 向山 憲稔
副委員長 飯島 力男
委員 望月 勝 藤本 好彦 桐原 正仁 渡辺 大喜
笠井 辰生 名取 泰 志村 直毅

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

高度政策推進局長 小林 徹 高度政策推進局次長 小林 孝恵
高度政策推進局次長（秘書課長事務取扱） 鎌田 秀一
高度政策推進局次長（広聴広報監事務取扱） 羽田 勝也
政策調整グループ政策参事 小俣 滋
高度政策企画イニシアチブ高度政策推進監 依田 清臣
新価値・地域創造推進局長 斉藤 由美
富士山未来・次世代交通統括官（次長事務取扱） 和泉 正剛
山梨ブランド・国際戦略統括官（次長事務取扱） 眞田 健康
知事政策補佐官 宮崎 和也 新価値・地域創造推進局次長 宮下 つかさ
新価値・地域創造推進局技監 五味 勇樹 新価値・地域創造推進局技監 櫻田 学
山梨・富士山未来課長 栗田 研二 新事業・地域ブランド課長 勝俣 秀文
国際戦略・自然首都圏推進課長 石田 幸司
リニア・次世代交通推進課長 有須田 遥華 地域エネルギー推進課長 浅川 豪
DX課長 堀内 由加子 統計調査課長 平賀 貴久子

人口減少危機対策本部事務局長 細田 尚子
人口減少危機対策本部事務局次長（人口減少危機対策課長事務取扱） 河合 秀樹
総合県民支援局長 小澤 清孝
こども・次世代統括官（総合県民支援局理事兼職） 小澤 理恵
多様性・働き方統括官（総合県民支援局理事兼職） 山岸 ゆり
総合県民支援局次長 篠原 孝男 総合県民支援局次長 中村 直樹
男女共同参画・多様性推進課長 古屋 明子
子育て・次世代サポート課長 小林 秀一 こども福祉課長 依田 勇人

まなび支援課長 三科 吾諭子 働く人・働き方支援課長 奈良 知也
県民生活支援課長 功刀 美奈子 パスポート室長 雨宮 康
防災局長 河野 公紀 防災局次長 渡辺 一秀
富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 矢野 久
防災危機管理課長 中嶋 正樹 消防保安課長 長坂 寿彦
労働委員会事務局長 望月 等 労働委員会事務局次長 藤森 淳

公安委員会委員 堀内 拓三 警察本部長 仲村 健二
警務部長 平山 大典 生活安全部長 佐藤 充 刑事部長 川口 守弘
交通部長 今橋 敦 警備部長 岡部 正彦 理事 柏木 佳明
首席監察官 進藤 明 総務室長 手塚 泰司 警察学校長 内藤 智
警務部参事官 三浦 昇 生活安全部参事官 所 紀久男
刑事部参事官 加藤 和弘 交通部参事官 田村 和哉
警備部参事官 清水 高博 会計課長 手塚 芳仁
サイバー犯罪対策課長 乙黒 大三 捜査第一課長 大勝 和彦
交通規制課長 戸澤 智和 警備第二課長 海野 洋士
情報管理課長 小澤 稔 地域課長 三森 美保

総務部長 関口 龍海 総務部次長（人事課長事務取扱） 三井 幸治
総務部次長 中村 隆宏 働きやすい職場づくり支援室長 矢ノ下 健司
職員厚生課長 大沼 純一 財政課長 岩間 勝宏 税務課長 森山 和紀
資産高度利用推進課長 瀧口 努 庁舎管理室長 高山 尚己
行政法務課長 水上 和彦 市町村振興課長 清水 康太
財政企画室長 天野 陽子 北富士演習場対策課長 渡辺 稔文
会計管理者 入倉 由紀子 出納局次長（会計課長事務取扱） 清水 信一
管理課長 石合 晃 工事検査課長 井出 明彦
人事委員会事務局長 古屋 登土匡 人事委員会事務局次長 川崎 健司
監査委員事務局長 保坂 一郎 監査委員事務局次長 村田 勝秀
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 加藤 栄佐

議題（付託案件）

- 第 7 4 号 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件
- 第 7 5 号 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例中改正の件
- 第 7 6 号 選挙長等の報酬及び費用弁償条例中改正の件
- 第 7 7 号 山梨県職員の育児休業等に関する条例等中改正の件
- 第 7 8 号 山梨県県税条例及び山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例中改正の件

- 第 79 号 山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例中改正の件
- 第 80 号 山梨県警察官支給品及び貸与品条例及び山梨県交通巡視員支給品及び貸与品条例中改正の件
- 第 81 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第 85 号 動産購入の件
- 第 86 号 動産購入の件
- 第 88 号 公立大学法人山梨県立大学の定款変更の件
- 承第 1 号 山梨県県税条例中改正の件

- 請願第5－8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて
- 請願第6－4号 山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて
- 請願第6－5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきもの、または承認すべきものと決定した。また、請願第5－8号、請願第6－4号、請願第6－5号については継続審査すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係、人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係、警察本部関係、総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の順に行うこととし、午前10時00分から午前11時21分まで高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係、休憩をはさみ、午前11時35分から、途中休憩をはさみ、午後1時53分まで人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係、休憩をはさみ、午後2時10分から午後2時46分まで警察本部関係、休憩をはさみ、最後に午後2時55分から午後3時49分まで総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係

※第 75 号 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例中改正の件

質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 81 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

（富士五湖自然首都圏フォーラム事業費について）

渡辺（大）委員 新の4ページ、富士五湖自然首都圏フォーラム事業費について伺います。県は、富士五湖自然首都圏フォーラムにおいて、地域内外の機関との連携により、地域の高付加価値化を図る取組をしてきたことは認識しておりますが、カリフォルニア州とはこれまでどのような連携をしてきたのか、お伺いいたします。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 富士五湖自然首都圏フォーラムは、富士北麓地域に人・物・投資・情報が集まる新たな経済圏を形成することを目指すプロジェクトでございます。

これまで、グローバル・ビレッジ・コンソーシアム、グリーン水素コミュニティコンソーシアム、社会起業家連携・先進行政コンソーシアム、この3つの国際コンソーシアムをパッケージとして、世界基準の取組を進めてきたところでございます。

カリフォルニア州とは、昨年度から連携を開始いたしまして、主なものとしては、まず、グローバル・ビレッジ・コンソーシアムにおいて、世界的な観光地であるカリフォルニア州ラグナビーチ市との友好協定を締結いたしました。アートを軸にした青少年交流を通じて、世界に引けを取らないアートシティを富士北麓地域で実現していこうということを目指した連携でございます。

続きまして、グリーン水素コミュニティコンソーシアムにおいては、水素エネルギーの利活用を促進する全米最大の官民合同組織である、アーチズという団体と連携をいたしました。アーチズとはグリーン水素の利活用促進に向けた国際会議を共同で開催することを企画しており、脱炭素社会の実現に向けた世界の議論に、山梨県が深くコミットしていく体制をつくったところでございます。

そして最後になりますが、社会起業家連携・先進行政コンソーシアムにおいては、社会起業家を支援している全米最大級の非営利団体、ラータ研究所と連携協定を締結し、山梨県の地域課題を世界のノウハウやリソースを使って解決していく、こういったことができるような体制を構築したところでございます。

渡辺（大）委員 カリフォルニア州との連携については理解いたしました。今後においてもカリフォルニア州との連携はさらに強固にしていくことが必要だと思いますが、今後のフォーラムをどのように展開させていくのか伺います。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 富士五湖自然首都圏フォーラムは、様々な社会実験を通じて日本の新たな未来を開く構想ですが、今後は地域に実益をもたらす具体的なプロジェクトや国際連携により、少子高齢化による国内市場の縮小や労働力不足といった構造的な社会課題の解決に資する取組を深めていくべきだと考えております。

その中心となるのが人的資本への投資だと考えております。人を新たな価値を生み出す源泉と捉えて、人が育つための取組により地域を活性化させる人材を継続的に育成していくことで、持続可能な地域づくりを実現させたいと思っております。

この考え方を基本精神として、フォーラムを展開するために、本議会でもこれを実践するための予算を計上させていただいているところでございます。具体的には、本年10月にカリフォルニア州から約40の市長等を本県に招待し、芸術・食文化・観光などにおける人的交流プロジェクトを実施する日米リーダーシップサミットを開催する予定となっております。

渡辺（大）委員 今後のフォーラムの進め方、また、今回の予算がこれを実践するためのサミットの開催費だと理解いたしました。サミットというと議論の場をイメージしますが、実際に会議だけを行うのか、日米リーダーシップサミットの具体的な内容について伺います。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 まず、本サミットでは、国内の自治体同士を連携させて、本県が海外との窓口を担う、いわばゲートウェイとなる構想を提案し、広く国内外の自治体から理解と賛同を得たいと思っております。また、これとは別に、芸術・食文化における人的交流や、水素や医療産業における企業間連携を実施するプログラムを予定しております。

まず、芸術分野においては、ロサンゼルスで活動するジャズバンドを招聘し、富士北麓地域の中高生へ音楽指導を実施するとともに、これら中高生との共演を現場で行うことで、青少年に創造的かつ実践的な国際感覚を養う機会を提供する予定でございます。

次に、食文化においては、本県とカリフォルニア州の食文化を融合した新たな料理を提案し、地域の相互理解への最も広い間口となる食を通じた文化交流をカリフォルニア・山梨で行う予定となっております。

また、企業間連携の分野では、本県のパートナーとなり得るカリフォルニア州の自治体に対して、本県が誇る取組を情報提供し、同州に関わりを持つ企業への知見共有を求めるなど、経済連携に向けた取組を推進する予定となっております。

これらの取組により、サミットを人的交流・面的な国際連携の第一歩とし、山梨県を国内外をつなぐゲートウェイたるグローバルプレイヤーとして、世界にそのプレゼンスを大きくPRしてまいりたいと考えております。

渡辺（大）委員 先ほど話があったとおり、山梨県がゲートウェイたるグローバルプレイヤーとしての役割を果たしていくための牽引役となることを期待して質問を終わります。

（コーポレートブランド「やまなし」推進事業費について）

名取委員 お願いします。新の2ページ。コーポレートブランド「やまなし」推進事業費について伺います。まず、事業内容に2つ記載がありますけれども、事業費の内訳を教えてください。

勝俣新事業・地域ブランド課長 事業費の内訳でございますが、まず一つは情報発信の強化ということで、インフォメーションコーナーを新設し、ランドオペレーター機能を試験導入する費用等、約1,800万円でございます。それから、集客・収益力の強化ということで、地元食材を活用したメニュー開発やポップアップレストランの出店、体験型イベント等の実施に要する経費としまして約2,600万円。事業運営体制の構築等として、将来的な取組の自走化に向けた運用ルールや体制構築準備等の経費としまして約1,500万円となっております。

名取委員 最後の運営体制の費用ですが、これは人件費という理解でよろしいでしょうか。

勝俣新事業・地域ブランド課長 実際には、道の駅の運営体制構築の経費ということで、マニュアルの整備等も含めてございますが、多くは、御認識のとおり人件費になっています。

名取委員 本予算は5,900万円ほどになっております。既定予算について見ますと、ここでは1億500万円ほどあるのですが、当初予算のうち、道の駅フラッグシップ化の推進事業費の既定予算は約1,000万円と理解しております。既定予算の6倍近くの補正になるわけですが、私は当初予算で計上し、それを補完する意味での補正予算という趣旨を理解しておりますので、当初予算の6倍以上の補正になっていることについて説明をお願いします。

勝俣新事業・地域ブランド課長 当初予算の約1,000万円につきましては、この取組の第2弾の東部地域について、南山梨と同様に目的地というよりは通過点となっていることが非常に課題となっているエリアですが、第2弾の東部エリアの構想案、ブランディングの方向性などについて調査をする費用として主に計上したものです。

今回6月補正でお諮りした南山梨の事業については、昨年度の取組の中で事業の方向性、計画などを整理し、それを踏まえて今回新たに予算を計上させていただきたいということでお諮りをさせていただいたものです。

名取委員 昨年度の調査を踏まえて今年度で具体化するならば、今年度の当初予算に計上するべきかと考えますけれども、もう一度説明をお願いいたします。

勝俣新事業・地域ブランド課長 昨年度は9月補正予算で事業費を計上させていただいています。委託期間については3月末までの委託契約でしたので、その成果報告を踏まえて、このたび予算を計上させていただくということです。

名取委員 知事の考え方にもよると思うのですが、基本的なものとしては、ハードを含めて今年度の予算として当初予算に計上し、その後補正をしていくということが本来の在り方だと思いますので、次からそういったスケジュールで予算を組んでいく必要があるかと思いますが、最後にそこについてお考えを伺いたいと思います。

勝俣新事業・地域ブランド課長 この事業は単なる施設整備にはとどまらず、南山梨エリア全体の高付加価値化を目的とした広域的な経済振興策です。産業、観光、農政など複数分野にまたがる取組でございまして、中長期的な経済波及効果が期待されるということで、この点については、単年度で完結する消費的な支出ということではなく、将来的に地元が主体となって運営、発展させていくためのものと捉えております。スピード感を持って地域の未来を見据えた投資ということで、このたび、改めて6月に補正予算でお諮りをさせていただいたということです。

笠井委員 今、名取委員が御質問された新の2のコーポレートブランド「やまなし」について、昨年度の9月補正で3月までの事業がなされたという部分で、その取組の成果についてどのように自己評価されているのか教えてください。

勝俣新事業・地域ブランド課長 昨年度は、県庁の関係部局や地元自治体などで構成する検討会において、地域資源をリストアップし、これを受託事業者のビームスクリエイティブが、計16回にわたる現地調査で南山梨に足しげく通い、彼らの目利き力で、ヒト、モノ、コトを洗い出し、魅力的なストーリーによる情報発信を行いました。

具体的には、朝をテーマにした南山梨の特設ウェブサイトを開設し、7つのツアープランや17本の特集記事、23の商品を紹介しています。また、こうしたデジタルプロモーションと並行しまして、道の駅富士川内では、6つの市・町ごとに、ビームスがセレクトした特色ある商品の展示販売を行う特設コーナーを設置しまして、道の駅からは、これらの商品について売上げが倍増したとの報告を受けております。

さらに、3月に実施したメディア向けのツアーでは、身延山久遠寺での朝のお勤めや、中之倉峠での富士山や本栖湖を望むハイキング、市川三郷町での線香花火作り体験などを行い、メディア関係者やインフルエンサーに御参加いただきました。その結果、多くのウェブやSNS、テレビ、新聞などで南山梨の魅力が取り上げられ、情報の広がりが生まれております。

笠井委員 ありがとうございます。峡南エリアを先行モデルとして、高付加価値化を図っていただいて、朝をテーマにした道の駅富士川の取組に、地元の議員としてとても期待をしております。

人の紹介や見どころ、あるいは文化の紹介をしていただいている。この地域に点在している魅力を線としてつないで、さらに面的に広げて、地域経済の活性化にぜひつなげていただきたい。

このために、多くの地域の関係者を巻き込む取組が必要だと思うのですが、この点で、今回の補正の中で体験型イベントが書かれていますが、その内容と期待される効果についても教えてください。

勝俣新事業・地域ブランド課長 昨年度の取組に対しましては、地域の方々から、このエリアに光を当てていただけてありがたいといった感謝の声や、まだまだ魅力的な資源があるといった前向きな御意見をいただいております。

こうした声を踏まえ、本年度は多くの地元関係者と連携して、写経体験や特色ある食材を活用した食体験の提供など、朝をテーマにした体験型イベントを道の駅富士川で行い、南山梨のブランド価値や存在感を高める場にしたいと考えております。

道の駅の施設や芝生広場を活用し、地元の皆様が主役となり、商品やサービスを紹介・販売することで、来訪者に南山梨の魅力を直接体感していただき、その様子をデジタルプロモーションと連動して広く発信してまいります。

イベントの詳細については、今後、企画提案公募により委託先を選定して具体化しますが、こうした取組を通じて、地域全体で継続的に人を呼び込む仕組みづくりにつなげてまいります。

笠井委員 峡南地域は、道の駅富士川から南の方に、この間、道の駅にしじま、かみすきパークもオープンしましたし、道の駅みのぶ、南部にも道の駅がありますので、ぜひ峡南地域全体に効果が波及するように進めていただければと思います。

特設サイトの拡充やインフォメーションコーナーの設置によって、エリア来訪者の増加や満足度の上昇などの期待される事業効果について、最後にお伺いさせていただきます。

勝俣新事業・地域ブランド課長 本事業は、委員おっしゃるとおり、南山梨の点在する地域資源をつなぎ、広域的な人の流れを生み出すことで、地域全体の経済振興につなげることを目的としております。

現在、道の駅富士川の運営会社による施設の増床計画が進められており、その一部を活用して、収入促進機能を持つインフォメーションコーナーを設置したいと考えております。ここでは、デジタルサイネージによる情報発信に加え、地域の魅力を伝えるランドオペレーターの人材育成や配置を進め、来訪者を南山梨各地へと誘導する体制を整えてまいります。

また、取組の土台となる地域資源のさらなる発掘と情報の蓄積を図るため、特設ウェブサイトのコンテンツを倍増させ、自然や歴史、伝統工芸、食など、南山梨ならではの魅力の情報発信を強化いたします。これらの取組により、消費者の認知獲得や行動変容を促し、中長期的な経済効果の創出を目指してまいります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(富士トラム構想について)

名取委員 私は、新価値・地域創造推進局の富士トラム構想に関連して伺います。

まず、6月5日に知事が記者会見をし、富士山新交通システムに関する業務実績報告書と、それを基にした調査検討結果報告を公表いたしました。その内容について、質問をしたいと思います。

まず、この実績報告書と結果報告の関係を説明してください。

栗田山梨・富士山未来課長 報告書と結果報告の概要ですけれども、150ページ以上に及ぶ報告書が、昨年の委託業者から提出されました。それに基づきまして概要、県としての考え方を取りまとめて、今回、6月5日に発表させていただいたものでございます。

名取委員 次に、両報告書では電気バスについても検討しているわけですが、これまで、県は電気バスについては検討しないという立場だったと思います。なぜ、電気バスについて検討したのか、その経過と意図を伺います。

栗田山梨・富士山未来課長 今回の調査では、富士山のスバルラインを走行できる交通システムということで比較検討を行っております。

検討に当たり、4つの条件を示したわけですが、その4つの条件というのが、まず、スバルラインの急勾配、急曲線に対応できるもの。また、架線等を使わず景観に配慮されたもの。また、排気ガスを排出しないもの。最後に、緊急時に自動車が走行できる構造というもので、全ての交通システムについて走行可能なものを取り上げています。

電気バスについても、その4つの条件を全て満たしておりますので、今回、比較検討対象に入れたという状況でございます。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 少し補足をさせていただきます。

EVバスにつきましては、県といたしましては、富士山に必ず必要となる来訪者コントロールができないということで、検討しないとしていたところですが、委員、御党をはじめ、EVバスを検討せよと再三御要望がございましたので、今回改めて検討対象に含めたというところでございます。

名取委員 県は、電気バスを含めた新交通システムの検討を行いながら、それと同時期に行われ

ていました昨年12月議会、そして、本年2月議会でも、私どもの会派の質問に対して、電気バスを検討する予定はありませんと答弁を繰り返していたわけです。この答弁は事実と異なる答弁だったということになります、県の認識を伺います。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 繰り返しになりますが、私どもはE Vバスでは来訪者コントロールができないと再三申ししておりましたが、繰り返しE Vバスを検討せよという御要望でしたので、改めて検討したところでございます。

名取委員 先ほどの業務実績報告書は、昨年来、委託に出して調査してきたわけですね。それが、調査されている間、12月議会、2月議会が行われてきたわけですから、検討しているさなかに検討しないという答弁をしていたわけじゃないですか。議会に対して、県の事業について事実と異なる答弁を繰り返したことは、その内容のいかんにかかわらず、あつてはならないことだと思います。もう一度、認識を伺います。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 本当に繰り返しになりますが、E Vバスについては、スバルラインで必要とされる来訪者コントロールができないと、再三申しているところでございますが、その間も、御党以外にも反対されている団体等との議論の中で、そういった御要望がありましたので、検討の中に含めまして、改めてE Vバスは対象にならないということをお示しする、そういった意味で含めたところでございます。

名取委員 事実として、検討しているさなかに検討する予定はありませんという答弁をしているのですから、事実と違うじゃないですか。

この問題について、議会に対して正式な謝罪と訂正を行ってください。もう一度、答弁をお願いいたします。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 先ほど来、説明しているとおりでございますので、謝罪はするつもりはございません。

名取委員 私は、議会に対してあまりに失礼だと思います。私は反対の立場で質問していますけれども、事実と違う答弁をしているということは、内容のいかんにかかわらず、議会に対しての態度として絶対にあつてはいけなと再度言っておきたいと思ひます。

次に、報告書の内容について伺ひます。

まず、電気バスの軌道法の適用についてです。

先日の菅野県議の一般質問での関連質問で、私が、大阪・関西万博で運行している磁気マーカー誘導式の電気バスを例に、電気バスでも磁気マーカー誘導システムを搭載できるのだから、軌道法を適用し、一般車両を通行させずに来訪者コントロールが可能かと質問したのに対して、統括官は、軌道法の適用があると考えていると答弁いたしました。これは、そのとおりでよろしいですね。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 そのとおりでございます。

名取委員 バスにも軌道法の適用がされる可能性が示されました。

県が公開した結果報告の3ページでは、交通システムの比較で、来訪者コントロールについて、トラムについては軌道法の適用により道路交通法による通行制限が可能と書いてあるのに対し、バスは道路交通法による通行の制限ができないと書いてあります。

これは、バスでは軌道法を適用できないという前提に立ったものであり、誤った情報発信になります。訂正が必要と考えますが、答弁を求めます。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 報告書記載のEVバスにつきましては、万博で使用された軌道上を誘導されるEVバスではない、そのように書いてあります。

名取委員 磁気マーカーで誘導して軌道法適用の可能性があると答弁しているのですから、その立場で検討しないとおかしいと思いますよ。誤解を与えます。そういう可能性があるのですから。訂正が必要だと思います。

これから、地元の方やいろいろな方にも説明をすると思いますが、今の求めたところについては、そのままであってはならないと思いますので、必ず訂正をしてください。

次に、自動運転の導入可能性について聞きます。

先ほどの結果報告の3ページでは、安全性の比較で、電気バスは自動運転が普及するまでは運転手の技量に左右されるとあり、磁気マーカー誘導のトラムは自動運転のため運転手の技量に左右されないと書いてあります。なぜトラムは自動運転を前提にしているのか、電気バスは自動運転を前提にしていないのか、説明をしてください。

栗田山梨・富士山未来課長 トラムについては、今、海外でも走行しておりますけれども、自動運転の例えばLiDARとかGNSSという装置が備わっておりまして、半ば自動運転が可能でございます。

電気バスについては、自動運転は今、実証実験が行われておりますけれども、まだ人が乗りながら運転していくというところでありまして。今回の検討では、富士山については、トラムが磁気マーカーを敷設して誘導していくことになるため、自動運転が考えられるというところで、その分けにしたという状況でございます。

名取委員 トラムは磁気マーカー誘導で、自動運転が可能ということが理由であるならば、電気バスも磁気マーカー誘導が搭載可能ということは、先ほど認めております。しかも、既に自動運転の実証運行が各地でされておりますので、両方、自動運転について同様の記載が、私はされるべきだと思います。この点でも、結果報告書の訂正が必要です。

次に、電気バスの乗車人数です。

県が6月5日に公開した、もう一つの150ページに及ぶ実績報告書の93ページでは、運行計画の前提条件について、電気バスは1両23人としていますけれども、これはどんなバスを想定しているのですか。

栗田山梨・富士山未来課長 現在、国内で販売されております、いすゞのエルガという電気バスを想定しております。

名取委員 私は以前に一般質問で、座って50人が乗車できる観光バスタイプの電気バスも、国内で既に生産販売されていることを紹介いたしました。50席のバスならば、実績報告書の運転本数や必要車両数、さらに、結果報告の11ページの人件費なども計算の半分になると思いますけれども、なぜ検討しなかったのでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 今回の質問では、もっと多く乗れるバスがあるということでございましたけれども、トラムに関しては、やはり、ただ乗っていただくというより、ある程度の高付加価値を提供したいということで、1両当たり20名としておりまして、要はゆったり座っていただくという格好で考えております。

そのような観点から、我々としては、先ほど申し上げました、いすゞエルガEVという乗り物を想定し、今回、調査の中で報告させていただいております。

名取委員 居住性については、私は最初から統一する必要はないと思います。それは、50人乗りの電気バスを活用すれば、事業費やコストをもっと抑えられるわけですから、そうなれば、運賃も含めて収支の計画そのものが変わってきます。居住性を少し狭くしても、運賃を今1万円としているようなものではなく、もっと安くていいという判断も、私はあっていいと思います。そうした選択肢も示すべきだと思います。

次に、運営維持管理費についてです。

結果報告11ページの年間維持コスト試算によると、トラムが現状49億円、電気バスが51.7億円となっていますが、もう一つの実績報告書の113ページでは、運営維持管理費用として、トラムが88億円、電気バスが81億円となっています。この結果報告と実績報告書、何が違うのか説明してください。

栗田山梨・富士山未来課長 報告書の113ページに掲載しております、運営維持管理費用は、下の米印にありますように、5年目の営業費用の金額と設定しております。

ですので、先ほど委員がおっしゃった年間の管理コストは、純粹に単年度のものでありますけれども、今回の113ページに載っている費用には、減価償却費などが営業費用に含まれているということで、このような金額になっていると承知しております。

名取委員 実績報告書の数値を採用するならば、運営維持管理費でも電気バスのほうがトラムより低いということになりますが、そういう理解でいいですか。

栗田山梨・富士山未来課長 この調査に基づけば、5年目の営業費用を比較した場合には、委員がおっしゃるとおり、バスのほうが少し低いと考えております。

名取委員 次に、附帯構造物の初期費用について伺います。実績報告書の97、98ページに記載のある、トラムと電気バスの初期費用について伺います。

擁壁やトンネル、橋梁などの附帯構造物の整備費用が、LRTもトラムも同じ30億円としていますが、なぜ、車両の長さや重量が違うのに、これらが同じ金額になるのでしょうか。電気バスだったら、過度な橋梁の強化やトンネルの拡幅などにも必要ないと思いますが、説明してください。

栗田山梨・富士山未来課長 今回の調査につきましては、昨年、トラムに方針転換後、12月補正予算で3か月余り調査をしてきたところでございます。時間的な制約もあり、あくまでも、これまで登山鉄道構想で示してきましたLRTと比較して、トラムがどうなのかを示すために、今、委員がおっしゃった附帯構造物やライフライン整備など、その辺りは、一旦、同額で設定しており、詳細なものを調査しているわけではございません。あくまでも比較するために、同額に置いていると理解していただければと思います。

名取委員 LRTとトラムについて同額30億円となるのは分かりますけど、電気バスを同様にするということは、私がさっき指摘したようなことをクリアしていないと思います。もっと詳細な記載が必要だと思います。

そして、同じ実績報告書の97、98ページから、車両基地の整備費用もトラムと電気バスで同じ50億円となっています。車両基地も、バスだったらもっと規模を小さくしたり、場所を分散させるなど、より少ない費用で整備ができると思いますが、なぜそうっていないのか説明してください。

栗田山梨・富士山未来課長 先ほど申し上げましたとおり、今回はLRTと比べてどうなのかということで、今の車両基地についても同額で置かせていただいておりますが、トラムについては、車両基地の整備費についても、今年度の基本計画の中でしっかり示していきたいと思っています。

バスについては、今、委員がおっしゃられたとおりかもしれませんが、台数、同じ人数を運ぶ場合には、バスは相当、台数も必要になってくるということも踏まえますと、一概にバスが小さくなると言えないこともございますので、具体的に詳細な調査をしない今回は、同額として設定させていただいている状況でございます。

名取委員 同じ実績報告書の97、98ページから、駅、停留所について、トラムも電気バスも同じ37億円となっていますが、トラムと電気バスでは車両の長さも異なると思いますので、駅の整備費も電気バスのほうが少なく済むように考えますが、説明してください。

栗田山梨・富士山未来課長 停留所でございますけれども、トラムを導入する場合も鉄軌道の敷設等などが不要になりますので、極力簡素なものを考えております。

当然、駅についても、今回は簡素なものでやっておりますので、車両の長さというところはございますけれども、それほど大きな設備が必要になるかどうかというところは、

トラムもバスも変わらないと考えておりますので、今回は同額で設定をさせていただいているところでございます。

車両基地につきましても、先ほどの説明と同じように、今回はL R Tと比較するために、仮に、このL R Tと同額に設定させていただいているという面もあるということでございます。

名取委員 最後にしますけど、トラムのデモ走行について伺います。

先日の一般質問への答弁で、今後の富士トラムの候補になり得る車両でのデモ走行を検討してまいりますと述べていましたけれども、それは、富士スバルライン上で行うという理解でよろしいでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 今のところ、我々が考えているのは、公道以外の県有地において実車走行を検討していきたいと考えております。

名取委員 登山鉄道構想の際に、L R Tがスバルラインの急勾配・急カーブが重なる区間を通行することが非常に難しいという指摘が報告で出されていました。そうした指摘に基づけば、その急勾配・急カーブを走行できるかどうかということが非常に重要な指標になると思います。そこをトラムで通行する、実際に確かめることをしなければ意味がないと思いますけれども、それはやらないのですか。

栗田山梨・富士山未来課長 まだ我々としても実際に走らせる車両を決定しているわけではございません。当然、スバルラインを実走させていくことを検討していく中では、実際にスバルラインを走る車両で実証実験を行うことは必要かと考えておりますが、まだ現段階では、昨年11月にトラムに方針転換をして、まずは、トラムというものはどういったものなのかを見てもらうということで、今回、デモ走行を考えさせていただきたいという状況でございます。

名取委員 幾つか質問させていただきました。取りあえず、暫定的な数値で詳細な検討をしていないなど、多々そういう答弁がありました。

そういう段階で、電気バスなどよりもトラムのほうが優位性があるという、そういう評価はまだ下してほしくないです。やってはいけないと思う。さっき質問したことに明確に答弁ができない限り、今後、優位性があるなどということは絶対に答弁しないほしいと思いますが、最後にこのことの見解を伺って終わります。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 E Vバスについては、スバルラインでの来訪者コントロールができない。これは決定的なところでございます。万博で使われている磁気マーカーの上を走るE Vバスであっても、定員23名。あるいは、緊急時に狭いスバルライン上で転回ができない。トラムに優位性がある一方、E Vバスはそこが足りないところでありますので、E Vバスより富士トラムの優位性は確実であると考えております。

志村委員 私からも、県民の皆さんも関心の高い、この富士トラムの関係で、幾つか質問をさせていただきますと思います。

基本的に、前提として富士山登山鉄道構想があり、これがL R Tからの代替案としてトラムが最適解だという認識に変わってきた。L R Tも当時最適解だったかと思うのですけれど、最適解も変わり得るという前提で、もともとは富士山登山鉄道構想だったと。今、名取議員からもあった報告書を基に、少しお聞きをしたい。

そもそもスバルライン周辺は、文化財保護法の指定地域があり、また、富士山が富士箱根伊豆国立公園の区域に含まれていることになるので、新たな運輸施設を設ける場合には、その公園計画自体の改定が必要になってくると思います。それについて、報告書でも何ら言及もされていないわけですが、県として、そちらの対応は、まずどう考えているのかお聞きしたいと思います。

栗田山梨・富士山未来課長 今回の調査では、昨年11月にトラムに方針転換をさせていただきまして、12月補正予算で調査をさせていただきましたが、主な内容としては、まずトラムの輸送技術が国内で対応できるのかなどの技術的なこと、あるいは、トラムで、これまでカタログの数値などでスバルラインを上れることは分かっておりましたけれども、動力面で、トラムはスバルラインを上がっていけるのかという調査をまずさせていただいたところでございます。

今、委員のおっしゃった法律面のところについては、今後、さらなるトラムの調査の中で、そういった施設を造る場合の法的な面で、何か課題があるかどうかもしっかり調査をしていきながら、対応していければと考えております。

志村委員 登山鉄道構想の段階で、既にこの公園計画にも影響を与えるだろうということは想定されていたわけなので、今回のそのトラム自身の機能などについては、この後お聞きしますが、それ以前の、新たな軌道法を適用したいということですから、運輸施設として、ただの道路ではなくなるということからすると、その文化財保護や国立公園の中のいろいろな開発という意味合いで、やはり、そのところは常に視野に入れて、情報収集や関係者の意識を合わせておいたほうがいいのかと思うのですけれども、今のところは、そのところはまだ手がついていないという認識でいいですか。

栗田山梨・富士山未来課長 委員のおっしゃるとおり、検討させていただきたいと考えております。

志村委員 それから、構想の段階では、軌道の下に上下水道の整備を前提として、ライフラインの整備や、5合目を埋め戻して、5合目駅、ホテル、土産店などの再整備を行うということがあった。

これについて、今回の調査もそこは対象外かもしれないのですけれども、考え方としては、その部分は今でも変わっていないのか。ライフライン整備、あるいは5合目の再整備というところは、いかがですか。

栗田山梨・富士山未来課長 5合目の再整備につきましては、今年度は観光文化・スポーツ部で対応することになっております。

今のライフラインにつきましても、その5合目の整備計画と併せまして、我々としても今後検討していきたいと考えております。

志村委員 地元やライフラインが必要になる方々、利用者も含めて、このライフライン整備を検討していくというのは、具体的に、これからいつ、どのような形で詳細の検討や調査を行っていくと、現時点で考えていますか。

栗田山梨・富士山未来課長 まだ明確にこの時期までとは決まっておりますけれども、今年度、基本計画をつくりまして、その後、さらに詳細な計画を立てていく中で、併せて検討していければと考えております。

志村委員 基本計画をつくる中で、これをやるとなれば早めに検討をしていかないといけないかと思しますので、そこも重要です。

もう一つ重要なのが、富士スバルライン自体、もう60年以上経過している道路施設で、当然、路面はもちろん、橋梁やのり面などの傷みも出てきていて、修繕が必要ということは、委員会が別になりますけど、そちらでも多分、議論として出てくるとは思います。

仮にトラムを走らせるとして、相当重いものが走るわけなので、橋梁に関しては、耐用年数、償却期間なども含めて、どれぐらいのイメージで架け替えが必要となるのか。大規模修繕で60年、70年ぐらいはもたせることはできると思うのですが、今後、仮にこの新交通システムが運用を開始して、10年や20年で橋の架け替えをしなければならぬ可能性もないともいえないわけで、こういうことについての検討状況は、いかがですか。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 富士トラム、路面電車については、車両重量というよりは軸重というもので考えるとされておりますが、軸重は9トンでございますので、現在の道路構造令にのっとった富士スバルラインで十分耐え得るものとなっております。あとは道路管理者の改修計画で修繕をやっていただくと、そのようになっております。

志村委員 軸重という技術的な部分にも入ってきました。ただ、トラム自体が2編成連結で、結果、120人が乗って走るとなれば、これは9トンというレベルではなくて、その10倍など、かなり重いものが道路を走ることとなる。当然、バスやダンプも重いですが、その比ではないと思う。本当に重い物が走るということで、どれぐらい路面や橋梁、道路設備に対する負荷がかかるかというところは、この報告書でもあまり読み取れないかと思うので、今後も、もう少しその辺りはしっかり考えていったほうがいいかと思します。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 国交省とも相談させていただいている中で、路面電車については、繰り返しになりますが、軸重で考えるという教示を頂いております。

そうはいいましても、委員から御指摘もありましたので、今後、道路管理者とも、しっかりその辺りの協議を進めてまいります。

志村委員 それで、この報告書でいうと、このトラムが大分長大で、しかも、連結している乗り物ということになると、これが仮に自動運転ができたとしても、場合によっては人が運転しなければならないとなった場合に、免許証はどういうものが必要になるのですか。

栗田山梨・富士山未来課長 免許の関係につきましては、まだ、日本にはないモビリティでありますので、そもそも、まだ免許の仕組みが国内にはないと考えております。

海外では、鉄道とバスの中間ぐらいのイメージで免許を運用していると聞いておりますが、当然、国内で運行させる場合には、その辺りの議論もしっかりやっていかないといけないと思いますので、今後検討していきたいと考えております。

志村委員 難しい乗り物を運転するドライバーを育成していくことは結構大変で、外国人も含めて日本のモビリティを動かす可能性もあるということですから、安全面は非常に重要な視点です。何となく運転できそうだというイメージがあるかもしれないですけども、鉄道ではないので、免許も含めた技能は本当に必要ではないかと思っています。

数字のところで教えてほしいのですけれども、報告書の中で来訪客数の試算があります。日本人、外国人の需要の想定で、一般的には閑散期と言われる冬季の想定が、日本人と外国人を合わせて104万人となっています。これは、これまでのいろいろな数字を基にこのようにしているかと思うのですけれども、実際にそういう実績が見込めるのか。あるいは、どのように調査すれば、日本人が五十何万人、外国人が40万人というような数字が出てくるのかがちょっと分からない。これは、報告書を読む方も、多分よく分からないと思う。

まだ開山期間中は、ある程度その人数の把握ができるかと思うのですけれど、この冬場の期間の人数の把握はどのように、また、日本人と外国人の違いはどのように把握をされたか教えていただければと思います。

栗田山梨・富士山未来課長 まず、日本人と外国人の区別でございますけれども、山梨県の観光文化・スポーツ部の観光入込統計調査に県内客と県外客という分類がございますので、そこを基に、県内と県外の割合を出しまして、外国人はこの分類でいくと県外となり、県内の人数がこの割合になるというもので計算しております。

志村委員 県外がみんな外国人というふうに聞こえてしまう御答弁でしたけれども、その辺りはあくまで目安ということで、それ以上突っ込みませんけれども、そういうところは、少しラフ過ぎるかもしれないとお伝えしておきます。

そして、この車両ですけれども、軌道法の適用というところが、やっぱり一番ハードルが高いのではないかと思います。そもそも、その軌道法では、車両が常に導かれる形態でない場合は適用されない可能性があるということなので、その報告の中でも、軌道法の適用に向けて、車両を含めたシステム全体の性質及び取扱いを踏まえて、さらなる検討が必要と書かれていることからすると、そもそも軌道法の適用というハードル自体は、まだ何も解決されていないという理解でいいですか。

栗田山梨・富士山未来課長 軌道法の適用につきましては、我々も国としっかり協議をさせていただいているのですが、国でも、最終的な車両が決定しないと明確な回答ができないという返事になっております。

2005年に愛知万博でIMTSというものが走りましたが、軌道に導かれて、これは鉄道事業法が適用されていますけれども、軌道とみなされたという例もございます。

スバルラインにおきましても、やはり、しっかり磁気誘導に沿って走っていくというところを踏まえたと、我々としては、軌道法が適用される可能性は高くあると考えております。

志村委員 磁気誘導でも、白線誘導でも、一つの考え方として、安全面という点では非常に有効性があると考えます。それを軌道法を適用できるかどうかは、また次のハードルだろうと今の時点では私も認識しています。軌道法前提で話をどんどん進めていくということになると、県民の皆様にも誤解を招く可能性があるということはお伝えしておきたいと思います。

トラムの操舵、トラムが実際に先ほどのヘアピンを回れるかというのは、これはLRTのときから言われています。この報告書の中では、四輪操舵、4WSが紹介されていて、それを道路の内輪差を想定する中で、4WSでかなりクリアできるだろうと書いてある。

この1編成3車体、今、1車体で20名と言いましたので、掛ける3で60名、かつ2連結で60メートルぐらいの長さになるのではないかとされている。120人乗るものが、四輪操舵、4WSを装備したトラムが、実際に可能なのですか。

栗田山梨・富士山未来課長 現に海外で走っているトラムについては、もう全輪操舵をすることは確認しておりますので、今、委員のおっしゃられたところ是对応可能と考えております。

志村委員 対応可能かどうかは、やってみないと実際には分からないわけで、長いものが一遍に四輪操舵でできたら、このように丸くなるのですかというのと、そんなことはないわけです。一般の乗用車が四輪操舵、4WSで曲がるのとは少しわけが違うと思うので、その辺りは、今後また、その車両の仕様を検討する中で、しっかりと御説明していただけるような形でできるといいと思います。

もう一点、LRTから今回のトラム、誘導系のモビリティに変更したことによって、

往路と復路、スバルラインを上って帰ってくる。この時間が変わります。復路が短くなる。LRTは下りてくるのに74分。今度のモビリティー、トラムでいうと48.5分と、電気バスと同じになっています。

まず、これについて、LRTのときに復路が遅くなるというのは、ブレーキ、制動の課題があったということですが、今回、電気バスと同じになって、このトラム自体の制動装置、ブレーキは、どのように考えられているのでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 今回、トラムがバスと同じ下りの時間という設定をさせていただいた条件としては、ゴムタイヤで走るということで、同じ時間を設定させていただいているところですが、報告書の中の最後の課題のところ、そのようなブレーキの性能については、今後検討が必要とされております。我々としても実際に今後、実証実験の段階などで、当然、安全面は考慮していく必要があると考えており、その辺りはしっかり対応させていただきたいと考えております。

志村委員 今ちょうど紹介してくださったので、その最後のところに、課題認識の共通化というところで、そのブレーキのことも書かれています。

もう一つ、運用面が課題ということで、やっぱり、このトラムの車両は、リニアもそうですけれど、特別仕様なわけです。今、少なくとも新幹線でも新型車両を入れてトラブルが起きたりしている状況からすると、たくさん山の手線で走っているような電車と違って、やっぱり、このトラム自体が特殊なものということになると、十分な市場規模がない場合には、各種部品や車体の交換時期に調達が困難となる可能性があると考えられています。

こういうところの課題は、やっぱりクリアしていかないと、そもそも導入したとしても、ランニングコストがかかりすぎるということにもなりかねない。しかも、これこそ特定のメーカーでなければ造れないものになってしまったら、知事がよく言う、特定の既得権益みたいなものが発生してしまう。これは考え方として望ましくないことだと思うので、ここのところはどのようにクリアしていこうというお考えなのか、お聞きしたいと思います。

栗田山梨・富士山未来課長 委員おっしゃるとおり、その市場規模というか、今後トラムを継続して運営させていくには重要な課題だと考えております。これについては、本会議で和泉統括官からも答弁させていただいたとおり、やはり、まずは国内で需要を高めるという取組も必要ではないかと考えております。今後、知事会等で、ほかの県の、例えば赤字路線を抱えた都道府県があると思いますが、そういったところにトラムの導入を呼びかけるということもやっていきたいと考えております。

また、部品面についても、今回の調査の中で、それぞれの要素技術は、国内の企業でもそういう技術を持っているということが分かりました。そういった企業にも呼びかけを行うなどして、部品等、トラムの個別技術に対応できるような、国産化できるような取組も併せて行っていきたいと考えております。

志村委員

トラムの車体仕様がまだ見えてこない中で、6月13日に、今度はトラムネットワーク構想基本計画策定支援業務委託がプロポーザルで募集が始まった。当初予算に計上されて事業を進められていると認識はしています。およそ4,000万円ということで、発注を今、かけているところだと思います。

そもそも、この計画策定ができるのかどうか、仕様書を見れば、運行スキーム、運行ルート、具体的に車両も含めてイメージができるので、今回、そのトラムの報告書がどのような形で出てくるのか、非常に注目をしていたわけです。やはり、まだそこまで行っていない中で、今回発注をしたということで、これも少し心配な部分もあります。

そういった面を、今回のプロポーザルをやっていく中でも、多分やりながら、いろいろな課題の解決もしながら反映させていくという理解でよろしいのか。どのように、この業務を進めていくのかをお聞きしたいと思います。

栗田山梨・富士山未来課長 委員おっしゃられたとおり、我々としては、運行ルートや必要な施設、また、事業全体の採算性といった基本計画を、今年度策定していきたいと考えております。

我々としても運行事業にすごく知見があるわけではないので、計画をつくっていく中でも、そういった知見のある方々の意見を十分聞いた上で、基本計画に反映させていきたいと考えております。

志村委員

この検討をしていく中で、富士トラムネットワーク構想研究会（仮称）というものを県が設置予定とあるのですけれども、これはいつ設置するのか、また、どのような方が入って、どのような研究会なのかと理解すればいいのか教えてください。

栗田山梨・富士山未来課長 いつかというところは、まだ明確に答えられませんが、できるだけ早い段階で組織できればと考えております。

研究会は、運行する上での様々な知見を頂くという目的で組織したいと考えております。

志村委員

着手予定が7月25日からとなっていて、来年の3月31日までということですから、当然その間に研究会を設置されて、この業務と一緒に進んでいくと認識をします。よくEBPMと何年も前から言われるようになりましたけれど、少なくとも、そのエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングが、結論ありきで、そのエビデンスを後からくっつけていくということにならないよう、ちょっと小うるさいことを言うと思われるかもしれませんが、トラムの実現性を冷静に判断していくために必要なことだと思います。

先ほどのやり取りの中では、EVバスもしないって言ったけど、検討しているじゃないかというのはありましたけれども、どんどん検討してください。それで、何が来訪者管理に適切なのか。そして、来訪者管理が本当に、今のこのマイカー規制だけではできないのかということも、改めて、地元の方々や観光関係の方々ともお話をする中で、再

検討していただきたいと思います。何といたっても300万人運ぶことになっているわけですから。これは、来訪者管理に果たしてなっているのかどうかと。ただ平準化、夏場のピークを冬場にも広げるという意味合いでやるのだったら、本当にトラムの必要性があるのかどうかについて、やっぱり、県民の皆さんの懸念がなかなか払拭できないと思います。そういうところをしっかりと常に情報を伝えていただきながら進めていただきたいと思います。この点について、最後お聞きして質問を終わりたいと思います。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 富士山の来訪者コントロールというのは、これは、もう喫緊の課題でやらなければなりません、再三申し上げて恐縮ではございますが、EVバスでは、私どもは決定的な来訪者コントロールはできないと考えております。また広く皆さんの御意見も伺いながら、このトラムの実現に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方にもよろしくお願ひしたいと考えております。

主な質疑等 人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係

※第 81 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

（ケアラー支援推進員養成事業費等について）

志村委員

今のケアラーのところでお聞きしたいのですが、ケアラーの方々に対するいろいろな取組をされるというのは、非常に重要なことだと思うのですが、考え方として、今、そのケアを必要としている方々が、最初にどこに相談するかといったら市町村だと思うのです。しかも福祉の部分に行くと思います。

今回、県がケアラー支援を打ち出してやろうとしているのは、市町村に対するサポートというイメージなのか、あるいは県としてもケアラーに対する支援をしていくことを、広報やポッドキャストも含めて県民の方々にお伝えしていくという役割を果たすのか。

結局、身近な福祉で必要とする相談に行くのは、例えばその市町村のそういう場所に行くのですが、そういうところに、今回のケアラーの支援というのがどれくらい結びつくのか。

この働き方という場面の中で、ケアラー支援という考え方と、市町村でニーズとしてある、ケアをしている人たちへの支援というものと、どう結びついていくのか。きっと福祉保健部でも違った形で、例えば圏域ごとにある福祉事務所で対応する方がいて、そういうところにケアを必要としている人たちが相談に行ったりもすると思うのです。

なので、今回のこのいろいろなケアラーの支援というのが、県としてどういう考え方で、福祉でケアを必要としている人とも、どのように結びついていくのかをちょっとお

聞きたい。

奈良働く人・働き方支援課長 今後、介護需要も急増する中で、ケアラーも非常に増えていくことが予想されまして、このケアラーの支援というのは非常に喫緊の課題だと認識する中で、当然委員おっしゃるように、ケアラーの支援、またケアされる側の支援というのは市町村が一番身近であるというところは認識しているのですが、県としてまだ全国的にもあまり認知されていない、重要と捉えられていないこの課題を率先して捉えることで、気持ち的には市町村を引っ張っていききたいと、市町村を巻き込んでいろいろな取組を進めていききたいと考えております。市町村と連携が特に強い福祉保健部とはよく相談をして、今回補正予算で土日の相談窓口や重層的な支援という事業も県として率先して盛っておりますので、市町村もいろいろな行政課題を少ない人数でやっているという厳しい状況の中で、このケアラー支援の問題をどこまで取り組んでいただけるかというのは、私たちも一生懸命取り組んでいながら、もう少し大きな動きにしていきたいと考えております。

志村委員 市町村を引っ張っていただけるという意味では、非常に心強い御答弁だったかと思います。

そのケアラーの支援を市町村もこうやって取り組んでいく、あるいはこれから取り組んでいくところが増えてくるという現状認識について、どのように市町村の側のケアラー支援の取組の状況を把握されているのか、受け止めているのか、お聞きしたいと思います。

奈良働く人・働き方支援課長 今回、ケアラー支援ポータルサイトというものを4月から運用させていただいております。これをつくるには、県内のケアラーに関する情報を全て網羅するということで、私の前任の課長が全ての市町村を回って理解を求めた経緯もございます。

当然、今、市町村全体でこのケアラー支援を重要に捉えていただいているかという、なかなかそこは難しいと思っておりますけれども、これだけ知事を先頭にケアラー支援を県でやっていくというところは、大分周知も進んできておりますので、これからという部分はありますけれども、市町村をしっかりと巻き込んで進めていきたいと考えております。

志村委員 実際いろいろな場面で起こっている、困り事も含めたケアラーの方々が抱えている問題というのは千差万別ですけれども、例えば市や町村に相談をしても、例えば福祉の意味で受け入れてもらえるところがないというような事例一つとっても、そこでうまく県と連携して、県にしかない施設というのがありますし、民間の方がやっている施設というのもしっぱいあるんですけれども、そういう場面場面で、重層的とおっしゃいましたが、ケアラーの支援をするこちらでも福祉保健部でも、また市町村でも、本当に密に連携してこれをやっていただけるとありがたいと思っています。このケアラー支援推進員や伴走支援体制の検討会というところにも、市町村も巻き込んでというか、一

緒にやっていくのかと思いますけれども、ぜひその辺りのニーズをよくよく酌み取っていただきながらやっていただけたらと思いますので、よろしく願いしたいと思います。もし御答弁いただけたらお願いしたいと思います。

奈良働く人・働き方支援課長 委員おっしゃるとおり、ケアラー支援推進員の事業につきましても、伴走支援の検討につきましても、市町村にしっかり意見を聞いたりしながら、また支援推進員は、県職員や市町村職員も率先してなってもらいたいと考えております。

委員にいただいた意見のとおり、しっかりと市町村を巻き込んで、市町村と一緒に本当にこの大きな問題に取り組んでいきたいと考えております。

(子どもの貧困対策緊急食料支援事業費について)

飯島（力）副委員長 6月補正予算課別説明書の県民4ページ、マル臨、子どもの貧困対策緊急食料支援事業費について何点か伺います。

まず、本事業を実施することになった経緯について伺います。

依田こども福祉課長 長引く物価高騰の中、食料品の価格は依然として高止まりしており、特に生活困窮世帯や子育て世帯の暮らしにつきましては、大変厳しい状況です。

また、学校給食もなく、周囲の目が届きにくくなる長期休暇中につきましては、子供たちの食生活への影響が懸念されております。

そうしたことから、先日、山梨県教職員組合様からも、現場の声を要望としていただいております。そういったことも踏まえまして、夏休み期間に向けた緊急的な対策として、児童生徒への食料支援を実施するものでございます。

飯島（力）副委員長 食料支援の対象者や支援方法など、事業の具体的な内容について伺います。

依田こども福祉課長 支援の対象は、生活困窮世帯の小学生から高校生までとし、夏休み期間が始まる7月中旬以降に、希望する世帯に対しまして学校給食の代替となる1か月分、31食分ほどの食料品を調達し、まとめてお届けをする予定でおります。

具体的には、学校を通じまして事業の周知を行い、申請書を県に提出していただく予定です。

その後、委託事業者が、主食となる乾麺やレトルト食品、またおかずとなる缶詰など、日持ちのする食料品を梱包いたしまして各世帯へお届けする予定でおります。

飯島（力）副委員長 最後に、今回の事業は緊急的なものと認識していますが、今後の食料支援についてはどのように考えているのか、伺います。

依田こども福祉課長 今回の食料支援は、目前に迫った夏休み期間に向けて緊急的に行うものですが、今後も、今後につきましては、市町村や民間団体と連携をしながら、県下全域に継続的・安定的に食料支援が行われるための仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

藤本委員 子どもの貧困対策緊急食料支援事業費につきまして、これまで定例会や委員会で、子ども食堂への県産品の提供を提案させていただきました。それは子供の貧困対策を進めていく中で、子供の健やかな成長のためには、食料支援の取組というのは大変重要だと考えてきたからです。

 そこで、県では、これまで子ども食堂を通じて生鮮食料品の提供を行ってきたと思いますが、今回提出されました補正予算の事業においては、生活保護世帯及び生活困窮世帯における夏休み中の食料支援、ただいまの飯島委員の質疑の中では、主に日持ちするものの食料支援ということで御説明があったんですけど、今回のこの事業と、これまで取り組んできた事業との主な違いについて、まずはお伺いをいたします。

依田こども福祉課長 今、委員がおっしゃられた、これまでやってきた子ども食堂への支援というのは、農産物直売所等へ農産物の余剰品などを集めて子ども食堂へ支援する取組かと思うのですけれども、今回につきましては、県で食品を調達いたしまして、夏休み期間に生活困窮世帯に直接お届けする事業になっております。

藤本委員 もう一度伺うのですけれども、これまで県としましては、年間を通じてＪＡなどと子ども食堂の間で数十回もの受渡しがありまして、子ども食堂から今度は生活困窮世帯、またそれに類する御家庭に、生鮮食料品や食品が届けられてきたと思うのですが、農家からの、今、課長が言われましたような寄附に加えて、県として企業版ふるさと納税、そして個人のふるさと納税を活用され、食材を獲得していくということも言われていた中で、今回のこの補正予算の約１億円の予算は、全てが食料支援という中で、日持ちのする食品で、生鮮食品はその中には含まれていないと理解してよろしいでしょうか。

依田こども福祉課長 今回の食料支援は、先ほども申し上げましたように日持ちする食品ということなので、生鮮品は基本的に含まれておりません。基本１回の配送で、まとめて１か月分の食料品を配送する予定でありますので、生鮮品などは基本含まれておりません。

藤本委員 まず十分な食料支援の中ですと、量があることが必要で、量の次には質という順番になるかと思うのですが、今回補正で上げていただきましたこの食料支援は、主に食品確保支援という形で、今、理解しましたが、もし柔軟に対応ができるようでありましたら、食料支援には、食材とのバランス、また十分な栄養価の視点も大事だと思いますので、２月議会で制定、施行された本県版の食料安全保障推進条例でもあります山梨県の豊かな農業と農村を守る条例にも、地産地消の推進というのがきちんと明記されています。

 そこで、今回の夏休み中の食料支援の中で、日持ちのする食品に加えて、生鮮食品も一部導入することを提案したいと思いますが、御検討いただくことは可能でしょうか。お伺いいたします。

依田こども福祉課長 御提案なので、当然検討はするのですが、今のところの想定では、まとめて1か月分を送ることで、1か月の間にお子様が計画的に食べていただくことを考えておりますので、生鮮野菜や果物というわけにはいかないと思うのですが、県産品が少しでも入るように可能な限り工夫はしてまいりたいと思います。

藤本委員 分かりました。そこで、これまで県としまして、この生活困窮世帯の方々に食品を安定して届けるために、県としては、この食料支援の中で、配付、調達するというところでコーディネーターを設置されたと思うのですが、私もこのコーディネーターの役割は非常に重要だと考えます。

この食品の支援配付の調整を行うコーディネーターの方が、さらに活動を前進させる上で、どのような課題が出てきたのか、また、この課題を改善するためにどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

依田こども福祉課長 先ほども委員がおっしゃられたような、農産物直売所で余剰品を集めて配付する取組もしてきたのですが、なかなか全県的に普及が進まないという状況もありまして、今般、コーディネーターを配置する事業を始めまして、各子ども食堂を回っていただいたりしながら調整をしていくこととしております。

藤本委員 コーディネーターの方たちの役割が、今後、食品を集めていただく、また提供していただく上で大変重要だと思いますので、ぜひ県としましても、このコーディネーターの方が活動を加速させることができるよう継続した支援を望みます。

続きまして、繰り返しになりますが、子供たちの健やかな成長には、安全安心で栄養価の高い地場産食材の摂取が不可欠であり、安定した需要を図る上でも、本事業の展開、生産者の供給意欲の向上に寄与するものだと考えます。

そこで、本事業は、夏休みということだったのですが、今後、冬休み、春休みへの実施につながるように切に望みます。

そして今後は、これまで以上に個人や企業、民間団体への本事業への理解と協力が大変重要だと考えますが、県として、機運の醸成に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

依田こども福祉課長 今回の緊急食料支援事業につきましては、この夏休みに向けて1回限りという想定でおりますけれども、今後につきましては、先ほども申し上げましたけれども、関係団体や市町村等と連携しながら、そういった県の支援がなくても継続的・安定的に食料支援が行われるような仕組みを関係部局と連携しながら検討してまいりたいと思っております。

藤本委員 ぜひ、今回の事業、とても重要な事業だと思います。この食を通じて子供を支援するという同じ目的に向かって、今回もですが、今後も大勢の方が関わることになると思いますので、その分、県に係る負担も大きくなってくると思います。ぜひみんなで力

を合わせて目標を達成できますように期待しています。

最後に、今後の展望を伺いまして、質問を終わります。

依田こども福祉課長 今後の展望ということですが、先ほどの繰り返しにはなるのですが、子供たちにとって毎日の食事は、健やかな成長のために非常に大切なものでありますので、今後も食料支援の仕組みづくり等をしっかり検討して取り組んでいきたいと思っております。

(ポッドキャストを活用した相談・支援接続促進事業費について)

笠井委員 県民の6、ポッドキャストを利用した事業についてちょっとお尋ねをします。

まず、なぜポッドキャストなのかということを最初にお伺いしたいのですけれども、よろしくお願いします。

奈良働く人・働き方支援課長 困難な問題を抱える方の支援について、強力に進めたいと考えております。その中で、先ほど説明した支援推進員のような対面での支援の取組に加えまして、困難な問題を抱えている方は、自分だけで一人悩み苦しんでいる、家の中で苦しんでいると、外からなかなか見えづらいという方もたくさんいらっしゃると思います。また、外からの接触を好まない方もたくさんいらっしゃると思います。

そのような方たちをどのように支援につなげていくかと考えたときに、我々としては、誰一人取り残さない支援をしていきたいと考えている中で、推進員で対面での支援と、もう一つは、何とか家の中にいる方に支援につながってほしいと考えたときに、この新たなメディアであるポッドキャストが有効なのではないかと考えて、今回新たな取組として立案をしたものでございます。

笠井委員 目的は分かるのですが、このポッドキャストというのは、自分の理解ですと、ラジオですね。オフラインラジオといいますか、番組をダウンロードして聞く。以前スマホが普及する前にiPodでありましたけど、ああいったものをオフラインでも番組が聞けるような、それがポッドキャストだと思うのです。

ポッドキャストにそういうニーズがあるのかと。そういった方たちが、ポッドキャスト番組をふだん聞くという環境があって、そういう人たちに向けてやるのかどうか。その辺りが、手段としてなぜポッドキャストなのかというのは、そのニーズがあるからというようなデータはあるのですか。

奈良働く人・働き方支援課長 正確な定量的なニーズがあつてという事業ではないと、御理解いただければと思います。

我々が行う施策というのは、先を見越してなるべく多くの人を救いたいという中で、家の中で苦しんでいる方が、ケアや自分のことを考えているときに、何を触っているかということ、やはり一番がスマホだと思います。スマホの中で、その人のところに心に響くツールというのは、意外に音声ツールというのが有効ではないかと考えました。

音声ツールは、映像のツールに比べまして、自分ごととして捉えやすい、また記憶に残りやすいという特性があるという結果もある実証結果から出ております。やはり自分に語りかけているようなものでもありますし、自分の思いと共感できるというところで、ちょっと今まで使ったことのないメディアではありますが、可能性を十分持ったメディアだと考え、今回採用したところでございます。

笠井委員

始める前からいろいろ言っても悪いので、どのくらいこのリーチがあったか、そういった方々に届いたかということは、ぜひまた検証して教えていただければと思います。

今まで聞いたことがない人が、いきなりポッドキャスト番組を聞くかというのが、イメージが湧かないのですけれども、むしろそういった人たちが家で何に打ち込んでいるのか。ゲームに打ち込んでいるならゲームの中にそういったメッセージを盛り込むとか。このポッドキャスト番組をやるのはいいのですが、こちらが届けたい人に届けられるのかということをよく考えて対応していただければと思います。これについては終わります。

(仕事と介護両立支援事業費について)

あともう一点、仕事と介護両立支援事業費についてです。これは経営者向けにセミナーをしたり、ハンドブックを作成するということですが、介護離職を防ぐための仕組みをつくるということは、労務管理の規程や勤務規程を変えなければならないということになるのかと思うのですけれども、そういったもののモデルみたいなものをつくって、このようにしましょうと伝えるという理解でよろしいでしょうか。

奈良働く人・働き方支援課長 ケアラー実態調査の結果では、従業員の仕事と介護の両立を優先課題として認識している企業は、僅か2割という結果が出ております。

この事業の趣旨は、企業に従業員の仕事と介護の両立を経営上の優先課題として捉えて認識いただいて、さらに両立支援に向けて社内の制度や体制を整備していただくということになります。

委員おっしゃったように、労務管理や勤務規程の改正というものも含めまして、企業の中で、企業の今の実情に応じて必要な両立支援の取組を進めていただくというところを県が支援していく事業になりまして、特にモデルというのはございませんが、改正育児・介護休業法が4月1日から施行になり、こちらにまだ十分対応できていない企業は、やはり同じ調査で半分以上ありますので、これにはしっかり対応していただきたいと考えておりますので、そこはしっかり周知を含めながら進めていきたいと考えております。

(ポッドキャストを活用した相談・支援接続促進事業費について)

望月（勝）委員 まず、このポッドキャストについて、先日、一般質問に対する知事の答弁の中で、ポッドキャストをこれから活用していただきたいという話も出る中で、このポッドキャストの認知度の状況、それから一般県民やケアラー、ひきこもりなどの関係者に対して、どのように周知徹底をしていくのか、その辺りをお伺いします。

奈良働く人・働き方支援課長 委員おっしゃるように、認知度はまだ全然十分ではないと考えております。聞いてもらわなければ何も始まらない事業だと考えておりますので、まずは番組の周知が非常に重要だと考えております。

番組の配信前から、県の広報誌やホームページ、SNSなど各種広報媒体を最大限活用して広く周知を図り、認知度を高めた上で番組を配信し、番組配信後もその広報は継続していきます。

2点目として、地域包括センターなどの支援機関やケアラーを支援してくれる方にも、このポッドキャスト番組を周知してもらえよう連携した周知を進めていきます。

3点目として、先ほど笠井委員もおっしゃいましたが、使っているスマホのポッドキャストのアプリで、プッシュ型で広告が出てくる。このような広告も組み合わせながら、とにかく当事者に番組の情報が届くように、まずこういう番組をやっていると届くような効果的な周知を戦略的に行っていきたいと考えております。

望月（勝）委員 市町村との連携を緊密に取って、市町村へもポッドキャストの周知徹底が重要になると思いますが、どのように周知していくのかお伺いします。

奈良働く人・働き方支援課長 市町村との連携は、本当に重要だと考えております。ケアラーやひきこもりの方などを最前線で支えていただいているのは、市町村の職員だと認識しております。この番組ができる前から市町村の職員には、ポッドキャストを県がつくることをしっかりと周知をして、いろいろな場面で聞いてみてくださいと一緒に周知してもらうことは、最優先でやっていきたいと考えております。御提言ありがとうございます。

望月（勝）委員 今のこの経済情勢の中で困窮世帯は甲府だけではなく、他の市町村にも相当出ていると思います。そのような方の家庭環境の状況をいかに良好にしていくのか。ポッドキャストを配信して、改善が得られるのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

奈良働く人・働き方支援課長 ポッドキャスト番組につきましては、県内どこでも、言ってしまうと全国どこでも番組を聞いていただけるものになります。ですけれども、県が行うものとして、県内の周知をしっかりと行った上で、県内の方に番組の情報を届けることを一生懸命やっていきたいと考えております。そのために県の広報を最大限活用することがまず主になってきます。

委員おっしゃるように、都市部だけではなくて県内全域に広くというところについては、先ほど提言いただいたように市町村の職員に加え、県がこれから一緒に進めていくケアラー支援推進員を県内全域に配置をしようと考えております。

ケアラー支援推進員には、ポータルサイトとポッドキャストをしっかりと認識した上で周知をしてもらいたいと考えております。そういう方を地域に増やしていくことで、県内全域にこのポッドキャストの情報が十分届くよう頑張っていきます。

望月（勝）委員 これからも試行錯誤しながら、県として、この山梨県版ポッドキャストがいかに県内に波及効果をもたらせるのか。そして、今の経済情勢の中で、困窮世帯の生活環境が改善されるような山梨県版のポッドキャストを発信していただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 88 号 公立大学法人山梨県立大学の定款変更の件

質疑

名取委員 今、御説明いただきました資料の中で、適正な業務運営のための指標を設定することにより、今回の該当部分が廃止されることになったということですが、この適正な業務運営のための指標とはどのような内容なのか、教えてください。

三科まなび支援課長 今、作成しています中期目標に指標を定めたものでありますが、例えば、県内の就職率を55%とする。また、データサイエンス、AI教育プログラム実行率を100%とするなど、中期目標の項目ごとに指標を設定したものでございます。

名取委員 この改革、定款の変更に伴って、学校側のメリットといいますか、例えば、中長期的な研究がしやすくなるとか、また、事務負担が軽減されるとか、そういった具体的な効果というものは何かあるのでしょうか。

三科まなび支援課長 今、委員おっしゃられましたとおり、これまで年度計画に関する業務、とりわけ業務実績報告書の策定が、大学側にとって大きな負担を生じさせていたと考えております。

今回のこの定款変更によりまして、そうした業務がなくなったことにより、高等教育機関としての教育機会の提供や、地域における知的・文化的拠点としての活動に、より注力ができるようになると考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第6－5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

名取委員

私は、この本請願の採択をすべきという立場で発言いたします。

直近の毎月勤労統計調査によりますと、労働者1人当たりの実質賃金は、前年同月比1.8%減と、4か月連続のマイナスだったとのこと。名目賃金、現金給与総額に当たりますが、名目賃金は伸びてはいるものの、米などの食料品や光熱費の高騰に賃上げが追いついていない状況が続いていまして、それを上回る賃上げが進んでいないということの表れだと思います。

これまで総務委員会におきましては、国の動向を注視するという理由で請願を継続審査にしてきましたが、これまで国の賃上げ政策が功を奏していないことは明らかだと思います。中小企業を含め、地方においても抜本的賃上げを行うためには、請願にあるような対応が必要であり、有効と考えます。そのことを国に要請する上でも、本請願を採択することが効果的だと考えますので、私の意見とさせていただきます。

渡辺（大）委員 請願第6—5号、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求めることについて、国では今年6月、骨太の方針において、2030年半ばまでに全国平均を1,500円となることを目指すとした目標を2020年代に前倒しし、物価上昇を上回る賃金の上昇を全国的に幅広く普及・定着させると表明し、賃上げ原資を価格転嫁できるよう環境整備をするなど、中小企業への最低賃金引上げに対する様々な支援策の拡充をすることとしているところであります。

また、このような中、県においても、今年の2月の定例会において、中小企業の賃上げと経営基盤の強化を図るため、国の業務改善助成金と連携した設備投資、人材育成や社会保険労務士への報酬に応じた経費を支援する補助金の予算を計上し、7月1日から募集を開始したところであり、引き続き今後の動向を見定める必要があると考えます。したがって、本請願は、継続審査とすべきと考えます。

討論

なし

採決

採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（私学助成について）

名取委員

私は、総合県民支援局所管の私学助成に関わってお聞きしたいと思います。

今月12日の山梨日日新聞の報道によりますと、富士河口湖町の私立学校において、教員免許を持っていない、ほかの教科でも教員に授業を担当させていた教育職員免許法違反の疑いで学校法人の理事長が書類送検され、罰金20万円の略式命令が下されたとのこと。です。

県は以前から同様の問題があったことを確認し、改善の指導を行っていたと聞いています。この件について、問題の発覚から今回の略式命令に至るまで、県がどのように対応してきたのか伺います。

三科まなび支援課長 今、おっしゃられた素和美中学の件につきまして、県では、2021年度から22年度に免許を持たない教員が授業を担当していたということを確認はしているところでございます。

今回、山梨日日新聞に記事が出た案件につきましては、県でこれまで把握していた内容とは異なる内容でありますことから、ここの事実確認が必要と考えておりまして、事実の把握に努めたいと考えております。

名取委員 新聞報道でも、今後事実の把握に努めるとあったわけですが、新聞報道以降、まだ事実の調査等は行っていないということでしょうか。

三科まなび支援課長 この新聞報道が出ましてから、当該法人にも問合せ等はしておりますし、調査も着手していないわけではございませんが、やはり慎重な対応が必要と考えておりますので、ある程度調査に時間がかかるということはやむを得ないと考えております。

名取委員 報道によりますと、今回の問題は、2022年の4月13日から23年3月1日までの間に教員免許を持たない教科を担当させ、理事長自身も22年11月28日から23年7月12日までの間、同様のことをしていたとの報道です。

先ほど答弁にあったように、県は21年度から22年度に状況を把握していたわけですが、それを受けて、県でも2022年7月に改善の指導を行ったと報じられています。これは、県が問題を把握し、学校へ指導をした時点でも違法行為が行われ、その後も継続していたことになります。県の指導は適切なものであったのか検証も必要だと思います。

県はどのような指導を行ったのか、またそのときに学校側はどのように対応すると述べたのか、内容を伺います。

三科まなび支援課長 当時、法人のほうに参りまして、免許状の確認や時間割で担当教員の確認等を行っていたことを確認しております。

その時点で、足りない部分はありましたが、そこは年度内において補講がされているということを確認しておりました。

今回につきましては、それ以外の期間ということになっておりますので、今までやってきた以上のもう少ししっかりとした調査は必要になってくると考えております。

名取委員 県が指導を行った段階で、まだ違法行為が行われており、そしてそれがまだその後も続いていたという報道ですので、これは重大だと思います。

県が指導を行った際に、学校側はその違法行為について内容を全て認めていたのか、

また学校側との間で再発防止に向けた誓約を学校側に求めたとか、もう少しその対応を教えてください。

三科まなび支援課長 当時、県で調査に入った後では、素和美中学から改善の報告を受領していると承知しております。

今回の報道につきましても、報道の内容だけが我々も承知している内容でして、このところの事実確認が大事になってくると考えておりますので、そこは慎重に確認をしていきたいと考えております。

名取委員 他県では、こうした問題があったときに補助金の返還を求める例もあるようですが、本県ではどのように対応するのか伺います。

三科まなび支援課長 もし今後調査が進んで、補助金の対象事項に該当しない状況が出てきたという場合には、補助金の返還ということも十分検討することになると考えております。

名取委員 違法行為があったことは許されませんが、一方で、私学の学校運営が、今、生徒数の減少など、社会的にも大変になっている状況があるかと思います。

県としては、今回のような問題が起きないように指導を行うとともに、私学の学校への支援等も必要かと思いますが、今後どのように取り組んでいくのか答弁を求めます。

三科まなび支援課長 今後も法の規定にのっとり、適正な学校運営がされていることを確認した上で、県としましても適正な対応をしてまいりたいと考えております。

(労働環境の改善について)

飯島（力）副委員長 私からは、労働環境の改善について質問いたします。

今定例会の一般質問でも出ておりましたが、我々自由民主党山梨県連は、緊急政務調査活動として、貧困問題など7つのテーマについて担当県議が現場に出向き、関係者の方々と直接意見交換するなど、実態調査を行ってまいりました。

今月11日は、林芳正官房長官、そして12日は、長崎知事に緊急政策提言書を手交いたしました。

提言書の中で特に意味深かったのは、労働環境の改善に関する提案でした。私を含めて、自民党県連所属の県議が初めて連合山梨を訪れて、窪田会長をはじめとする幹部の方々と意見交換し、労働者の方々が必要と感じている事項を政策としてまとめたものです。長崎知事も、今までになく画期的なことで表現されておりました。

本日は、その政策提言に盛り込まれた内容を基に何点か伺います。

まず、物価高騰が続く中、賃上げが物価上昇に追いついておらず、県民の生活を脅かしています。十分な賃上げを実現するには、企業内で労働者の権利を守るための体制が充実しているかが必要ですが、県内では労働組合の組織率が低いとの指摘もあります。そこで、まず労働組合の重要性について、県はどのように認識しているのか伺います。

奈良働く人・働き方支援課長 労働組合は、労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障する憲法の理念を具現化する組織であり、労働者が安心して仕事に取り組める環境の実現のために非常に重要な存在だと認識をしております。

飯島（力）副委員長 労働組合の重要性に鑑み、県は中小・小規模事業者における組合設立を積極的に支援し、労働者と経営者の協力による労使関係の構築を推進すべきと考えますが、所見をお伺いします。

奈良働く人・働き方支援課長 労働者の権利保障や地位向上の推進については、一義的には国が担うべき事務であると認識をしております。

また、地方公共団体、県は、地域における調整役として、使用者と労働者の間に立ち、中立的な立場で諸問題の解決に寄与するのが本来的な役割であるのではないかと考えております。

そのため、労働組合の設立支援に、県がどこまで関与すべきかについては、慎重かつ丁寧な検討が必要だと考えております。

なお、本県独自の取組として推進しているスリーアップの好循環形成に当たっては、労使の共創関係が極めて重要であることから、産学官金言労士の参画を得たオープンな場で協議を進めてきた経緯があり、こうした取組との整合性にも配慮をする必要があると考えております。

飯島（力）副委員長 あわせて、労働者と経営者に対して、組合の役割や意義の理解を深めるプログラムを実施すべきと考えますが、所見をお伺いします。

奈良働く人・働き方支援課長 委員御指摘のとおり、組合の役割や意義の理解を深めることは、非常に重要であると考えております。

繰り返しになりますが、地域社会の公平・中立的な調整役であるべき県が、組合の役割や意義の理解を深めることにどのように関与できるかについては、今後研究をしたいと考えております。

飯島（力）副委員長 ぜひ労働組合の皆さんの意見を踏まえて、県内の労使関係がよりよくなるように取り組んでほしいと思います。よろしくお願いします。

（本県の最低賃金について）

志村委員 働き方という意味でもちょっと関連するのかなと思うのですが、先ほど最低賃金の関係の請願審査もありましたけれど、直接最低賃金を県がその決定に対して関与するということはないかとは思っているのですが、全国統一の最低賃金ということを仮に考えたときに、山梨県は、この10年で700円台から988円まで上がってきました。こういうことはやっぱり全国それぞれ地域の状況によって、その企業や産業の状況も違う

中で、なかなか難しい問題だと議員としては思うわけですが、行政としてこの最低賃金が地域の実情に応じた形で決定されていくのが望ましいと考えるのか、あるいは全国統一的なものが望ましいと考えるのか、そういったことをちょっと県行政のサイドからの考えというのをお聞きしてみたいと思うのですが、もしお答えができるようだったらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

奈良働く人・働き方支援課長 最低賃金につきましては、最低賃金法で国の審議会が定めた目安を地方の審議会が、地方の様々なデータを基にしっかりと審議をして決定する仕組みに現在はなっております。

そのため、今の本県は988円、全国で20番目という水準はおおむね妥当ではないかと個人的に考えているところがあります。この最低賃金は、今、全国統一のしっかりした仕組みの中で決められておりますが、全国一律の最低賃金という議論が出てきているのも承知をしております。

全国一律の高い額に引っ張られた場合は、中小企業、特に小規模企業が多い本県にとっては、非常に企業側は厳しい状況が予想されますので、そこは県としては、国全体の議論を注視していきたいと考えております。

志村委員 大変参考になりました。やはり山梨のような小さな県で、産業面でも様々な分野があるとは言っても、中小企業が多いということもありますし、全国一律の制度ではあるけれど、全国一律の最低賃金を決定していくというのは、私自身もなかなか難しいなと思っています。

そういう意味で、県は県として、その県内企業の支援を引き続き、賃金アップも含めてですけど、やっていただけることを期待して、一応質問は終わりにしたいと思います。

主な質疑等 警察本部関係

※第 80 号 山梨県警察官支給品及び貸与品条例及び山梨県交通巡視員支給品及び貸与品条例中改正の件

質疑

名取委員 今、御説明ありました、一般的に、職場において服装というのは、選択の幅を広げる流れだと思うのですが、今回、条例の改正の意図について、その観点からもう一度御説明いただければと思います。

三浦警務部参事官 今回の条例改正の趣旨につきましては、本年3月の警察法施行令の一部改正に伴いまして、近年の女性警察官の職域拡大、これに伴って、現場の警察活動において機動性、

機能性を重視しており、スカートがほぼ着用されていない実態にあることを踏まえてのものであります。

名取委員 警察音楽隊などではスカートを着用するような場合もあるかと思うのですが、それについては、今回の条例改正との関係はどうなっているのでしょうか。

三浦警務部参事官 音楽隊につきましては、この条例とは別に被服を定めてございますので、スカートの削除はございません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 81 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

（航空機維持費について）

桐原委員 警の2ページで、私は、日本の産業技術の向上ということで、昨年、ヘリコプター製造会社の見学に行きました。実際に点検整備している現状も見てきました。ヘリの整備については、機体やエンジンの全てを分解して、細かい部分まで点検整備する専門的知識と技術に加えて、その作業は非常に労を要するものであると感じております。その点検整備が安全運航に直結すると認識している状態であります。

そんな中で、今回2名の方がお辞めになられたということではありますが、この県警ヘリは自隊においてどのような点検整備を行っているのか、まず伺います。

海野警備第二課長 自隊で行う県警ヘリの点検整備につきましては、航空法などにより定められた点検整備を行っております。

具体的な点検整備の内容としましては、飛行前や飛行後に機体及び計器類を目視等で点検する日常点検、航空機製造メーカーが定めた飛行時間を基準として、機体の一部を分解して点検整備を行う定時点検、1年に1回、機体の外装及びメインローター等を取り外し、機体全体の点検整備を行う年次点検及び航空局が行う耐空証明検査の受検を行っております。

桐原委員 整備士が2名退職したということではありますが、この県警ヘリの運航に支障といたしますか、昨年とはどのように違う状況が起きるのかお尋ねをいたします。

海野警備第二課長 日常点検や定時点検の対応につきましては、昨年から2名減となっておりますが、現在のところ、運航に支障はございません。

しかし、年次点検及び耐空検査につきましては、機体の外装及びメインローター等を取り外して、機体全体の整備を行うため、自隊における2名の現人員での作業は困難であり、安全運航に支障を及ぼすおそれがございます。そのため、今回6月補正予算において御審議をいただくものでございます。

桐原委員

この2等航空整備士、多分整備士の資格になると思うのですが、2名減ったということで、補充のため採用を行っているとは思いますが。ただ、なかなかどの分野でも人材不足であったり、また、ヘリの需要というのは、人口に反比例にして増えているという状況を私は承知しております。

そんな中で、様々な、例えば専門学校や整備士を養成するような場所、また高校生にもアプローチをする必要があると思うのですが、そんな中で、私は、例えばこの部内、警察官の中にこういう整備士を目指すという思いのある人間がいれば、自らの中で育てていくというのも一つの方法ではないかと思うのですが、これから整備士が減らないために、現在採用にどのように工夫をしているのか。今2名いる整備士というのはぎりぎりの状況だと思うのです。この「はやて」は、我々県民にとってなくてはならないヘリコプターでありますので、ぜひともこのヘリのというのは維持、堅持していただきたいという観点からお尋ねをいたします。

海野警備第二課長 現在、欠員となりました航空整備士2名の採用選考につきましては、令和7年3月3日から4月30日までの間、募集をしましたが、応募はございませんでした。現在、人事委員会と協議をしまして、年度内に再度採用選考を行う予定でございます。

今後も、SNSを利用した情報発信、養成専門学校への周知、専門雑誌及び求人サイトへの情報掲載などを行い、応募者の獲得を目指してまいります。

また、委員御指摘のとおり、県警ヘリの運航を継続する上で、整備体制の確保というものは喫緊の課題でございます。

今後、継続して公募を行うも採用に至らないなど、整備士の確保が見込めない場合には、警察職員の中から希望者を募り、育成する方法も含め、人材確保の方法を検討してまいります。

桐原委員

再度繰り返しになりますが、この県警ヘリ「はやて」の運航を堅持するために、県民の安全・安心を守るために、整備士はどうしてもいただかなければいけない職種だと思っておりますので、ぜひとも1日でも早く1名、2名の確保ができるようお願いいたします。

また、そんな中で、例えば運航前点検や運航後点検以外のものは、逆に整備士の皆さんの負担を軽減するために、外部にこれからは出していくという形も一つ働き方改革であったり、方法だと思うのですが、再度この点についてお尋ねをいたします。

海野警備第二課長 委員御指摘のとおり、航空機の安全運航は最優先に取り組まなければならないものでありまして、整備士の確保はその上で非常に重要となってくると思っております。

今、委員から御指摘のあったことは、またこちらのほうとしまして、そういう方法につきましても参考にさせていただきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 85 号 動産購入の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 86 号 動産購入の件

質疑

名取委員 購入の相手方が先ほどの85号議案と同じ業者になっているわけですが、これは先ほどのシステムとの関連性があるからとか、これまでの機器の集めたデータをそのまま活用するためなど、その辺りの理由を教えてください。

手塚会計課長 先ほどの情報管理システムですけれども、こちらは現在運用している業者が、今後その事業から撤退するというので、買換えに至ったものです。

また、ただいま説明しました86号議案につきましては、これは先ほどのものと入札関係は別個に行っておりますが、結果的に購入した業者がこちらの資料に記載がございますとおり、NECになったものでございます。

笠井委員 現行システムが保守契約の継続不可により更新するということですが、新規の導入が令和8年7月からということは、それまでは、現行システムはしっかりメンテナンスの上で稼働されるのでしょうか。

手塚会計課長 委員おっしゃるとおり、遜色なく稼働いたします。

笠井委員 高額なシステムですけれども、こういったやっぱり新しいものを入れて、迅速に警察の活動に利用できるようにしていただきたいと思うのですが、保守の契約もきっと入札の中に入っているでしょう。ある程度の金額がメンテナンスに毎年きつとかかるのですよね。それは幾らくらいか教えていただけますか。

手塚会計課長 事件対策システムの関係ですが、これは契約上、初年度は保守が無料となり、令和9年度から毎年保守の費用がかかることとなっております、総額800万円余が必要となります。

また、総合指揮システムの機器につきましても、同じような構成でございまして、令和8年度から保守費用が発生いたしまして、令和12年度まで総額1,000万円余が必要となります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(警察官駐在所の機能強化について)

藤本委員 警察官の駐在所の機能強化についてお伺いします。

初めに、警察官駐在所への家族同伴での居住の推進に向けた取組について伺います。

これまで県警察では、駐在所での配偶者の同伴率向上を図るため、警察署長が駐在所を訪問して、駐在所におられる夫人への激励を行うなど、駐在所に同居する家族の士気高揚につながる取組を進めてきたと思います。

警察官駐在所は、御承知のとおり地域に密着していて、私たちにとって大変身近な存在です。また、事件や事故の発生時には速やかに対応してもらえるなど、私たちの安全・安心のよりどころとなっています。

そんな駐在所の勤務員の方が配偶者などの御家族と居住することで、地域社会に一層溶け込み、地域の実情を踏まえた活動が実践できると考えます。

一方で、現在、駐在所は家族同伴で勤務する方がおられる中、若手の方や単身者が駐在所に勤務すること多いと聞いています。

そこで、警察官駐在所に家族同伴で来ていただけるよう、県警察としてどのように取り組んでいるのかお伺いします。

三森地域課長 まず、警察官駐在所への家族同伴での居住の推進に向けた取組についてお答えいたします。

県警察では、駐在所における家族同伴率向上のため、家族同伴で駐在所勤務を希望す

る職員には、優先的に駐在所に配置しているほか、長年、家族とともに駐在所に勤務しております勤務員に対する表彰や、駐在所に同居して、その活動に協力してくれております家族に対する本部長感謝状の贈呈を行うなど、駐在所勤務員の士気高揚に努めているところであります。

また、御承知のとおり、警察署幹部と駐在所勤務員及びその家族との面談の場を設けるなど、要望の聞き取りや不安感の払拭を図り、家族同伴を継続してもらえる環境の構築に努めております。

藤本委員

勤務員の方に家族同伴で勤めていただけるように取り組んでいることは理解できました。駐在所に家族同伴で来ていただくことで、地域が丸ごと安心感に包まれます。

私の地元、南アルプス市の落合地区内に設置されている落合駐在所に、御家族で赴任してくださった方が、もう退任されて大分たつのですが、今でも話題に出るほど地域の住民の方から感謝されています。ぜひ警察官駐在所への家族同伴での居住推進に向けた県警察の継続支援をお願いします。

続いて、駐在所における安全対策の取組について伺います。

県警察は、これまで交番、駐在所に対する様々な襲撃事件の発生を踏まえて、各種装備資機材の整備、また施設のセキュリティー強化に取り組んできていると思います。

しかし、近年では全国的に駐在所勤務員が負傷するといった悪質な事案も発生するなど、駐在所における安全対策のさらなる強化が必要だと考えます。

そこで、県警察では駐在所夫人を含め、どのような安全対策に取り組んでいるのかお伺いします。

三森地域課長

全国的に交番、駐在所襲撃事案が発生していることを踏まえまして、施設面及び装備面について見直しを行い、緊急通報装置を設置するなど、安全対策の強化を図っております。

また、勤務全般を通じた緊張感の堅持や、様々な襲撃を想定しました実戦的訓練、逮捕術訓練等を継続的に行っており、対応能力の向上や危機意識の醸成に努めております。

さらには、駐在所夫人に対する本部担当課や警察署による安全対策に関わる指導教養を行うなどの取組も進めております。

藤本委員

駐在所における安全対策について引き続き強化の継続をお願いします。

(魅力ある駐在所づくりについて)

続きまして、魅力ある駐在所づくりについて伺います。

警察本部、警察署、交番もある中で、やっぱり県民の暮らしにとって一番身近なところにあるのは駐在所であると考えます。

そこで、県警察では、職員がやりがいを感じ、魅力ある駐在所づくりを進めていくため、どのような取組を行っているのかお伺いします。

三森地域課長 県警察におきましては、駐在所勤務に興味を持てるよう、様々な場において、職員に対して駐在所勤務の重要性や魅力を教養しているほか、配置されている駐在所勤務員に対しては、幹部との面談の機会を設け、単独勤務から生じる不安感を払拭させるなどしているほか、老朽化した駐在所施設について、計画的に建て替えを進めるなど、安心して勤務することができる環境の整備に取り組んでいるところであります。

委員御指摘のとおり、駐在所につきましては、地域住民の安心・安全のよりどころであるところ、職員に対しまして、駐在所活動の重要性等につきまして、引き続き指導教養を行ってまいりたいと考えております。

藤本委員 内助の方が安心して勤務できる施設の環境を整えていただくとともに、今後、本当に一番身近な警察官という思いを大事にしていきたいと思えますし、繰り返しになりますが、本部もありますし、警察署も交番もありますけれど、やはり県民の暮らしにとって一番近くにある駐在所の役割は、非常に重要であると考えます。今後も県警察を挙げて、魅力ある駐在所づくり、山梨から前例をつくるというくらいの覚悟で前に進めていくことを期待しています。

最後に、決意をお聞きしまして、質問を終わります。

三森地域課長 ただいまの委員の御指摘のとおり、駐在所、交番も含めてですが、交番、駐在所は、県民の最も身近な警察施設であります。この県民に最も身近な警察施設である交番、駐在所に勤務する勤務員は、それぞれ地域のためという気持ちを持って勤務しているところであります。我々警察幹部職員も含めまして、今後とも県民のためになる活動を進めていきたいと思っております。

(職場の熱中症対策について)

名取委員 職場での熱中症対策について伺います。

6月1日から、改正労働安全衛生規則の施行によりまして、職場での熱中症対策が義務化されました。警察官の方は外で活動されることも多いかと思います。この法改正、熱中症対策の義務化を受けまして、どのように熱中症対策に取り組んでいくのかを伺います。

三浦警務部参事官 暑熱対策といたしまして、本年4月に警察官の制服の着用期間を見直し、従来よりも約1か月半長く夏服を着用できるように規定を改正いたしました。

暑熱対策品の整備については、昨年中、職員に対して配備を必要とする暑熱対策品についてアンケートを実施し、その結果、導入を求める声が多かった冷却ベストを公費購入し、現在、試験運用を実施中であります。また、ネックリング、冷却タオル等の暑熱対策品や紫外線対策としてのサングラスの活用のほか、制服警察官によるコンビニエンスストア等立ち寄り時における飲料水等の購入について考え方を示し、状況に応じて対策を講じるよう促しています。

本年も暑熱期を前に、職員に対して暑熱対策品の積極的な活用に関する教養資料等を

発出し、暑熱対策の意識高揚を図っているところであり、今後も職員の健康確保と能率的な警察活動の推進に努めてまいります。

名取委員 1点確認させてください。先ほど、服装など貸与品条例の審査を行ったわけですが、今御説明いただいた冷却ベスト等、暑熱対策の服装などについては、この貸与品条例の中に記載するとか、変更するなどの必要性はあるのでしょうか。

三浦警務部参事官 冷却ベスト等につきましては、条例の改正までは必要ないと解釈をしております。本部長、あるいは所属長の判断ということで着用を認めるということにしております。

主な質疑等 総務部関係

※第 74 号 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 76 号 選挙長等の報酬及び費用弁償条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 77 号 山梨県職員の育児休業等に関する条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 78 号 山梨県県税条例及び山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例中改正の件

質疑

名取委員 今、資料の条例改正の内容の中で、特定親族特別控除について説明がありました。今回の税改正に伴って、いわゆる103万円の壁の問題で、収入上限を123万円以下まで拡大する。これは今までの特別扶養控除の要件の拡大だという理解をしておりますが、この特定親族特別控除については、123万円を超えて188万円までの収入がある方についても、控除額を段階的に減らしていくという仕組みだと理解しているのですけれども、この123万円を超えるという部分についての記載がなかったので、その部分の説明を求めます。

森山税務課長 特定親族特別控除につきましては、大学年代の子らの収入が123万円超188万円以下である場合につきまして、その親の所得に対して控除を行うものでございます。

名取委員 私もそういう理解をしているのですけれど、この記載にそれがなかったので、記載漏れなのか、私の読みが足りないのか、資料との関係で御説明いただけますか。

森山税務課長 今回の県税条例の改正につきましては、所得控除の項目を追加するという内容の改正になっておりまして、その県税条例の規定の中には、幾ら以上という規定がないものになっておりますので、この記載内容とさせていただきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 79 号 山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 81 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳

出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係
のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第 1 号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※請願第5－8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を
求めることについて

意見

名取委員 私は、本請願を採択すべきという立場で発言いたします。

 昨日報道されました共同通信の世論調査では、税収が想定より増えた場合に望ましい
活用方法を聞いた設問に対して、「消費税減税」との回答が55.7%と最も多くなっ
ております。物価高騰対策として消費税減税を望む世論は、本請願が提出されたときよ
りもさらに大きくなっていると考えます。

 また、ガソリン税についても、国会で与野党を超えて暫定税率の廃止の声が上がって
いますが、本請願が求めているガソリン税の凍結も緊急の物価高騰対策としては有効と
考えます。

 よって、今、時期に合った本請願を採択することが必要と考えます。

藤本委員 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めるこ
とにつきまして、継続すべきという立場で、まずガソリン税についてですが、昨年末1
2月に自民党、公明党、国民民主党の幹事長間で、暫定税率の廃止が合意されたところ
ですが、代わりとなる財源の議論がまだ今後必要と考えます。

 次に、消費税についてですが、景気の変化に左右されにくい安定的な財源であり、本
県における地方消費税は、法人二税、個人県民税に次ぐ基幹税目の一つとなっています。
また、市町村にとっても貴重な財源となっています。

最後に、インボイス制度についてですが、軽減税率が導入される中で、取引における正確な消費税額を把握し、適正な課税を行うために導入された制度です。これらの状況を踏まえた上で、引き続き、国の動向を注視しながら慎重に判断する必要があります。

したがって、本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第6－4号 山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて

意見

名取委員 私は、本請願を採択すべきという立場で発言いたします。

まず、本請願は、昨年6月定例会に提出されましたが、9月、12月、そして今年の2月と3回の定例会で継続審査とされています。

今年2月定例会総務委員会での継続審査を求めた議員の発言について、2点から反論したいと思います。

一つは、県において既に防衛省へ要請をしているという部分についてです。発言では、令和4年10月に県民の命、生命、財産の安全を確保する観点から、知事名で防衛省南関東防衛局長宛てに文書による要請を行っており、要請を行った後も県民からの目撃情報があった場合には、速やかに防衛省に情報提供するとともに、県民の安全・安心に最大限配慮するように求めていると述べられています。しかし、請願が求めているのは、空中給油訓練を行わないように県議会として国に意見書を提出することであり、県当局の対応を求めているものではありません。まさに県民の命と財産を守るために、県議会に行動することを求めているわけです。県当局の対応を理由に、請願を見送ることはあってはなりません。

もう一つは、外交及び安全保障は、国の専権事項だからとしている部分についてです。米軍の行う空中給油訓練は、外交や安全保障に関わる国の専権事項なので、県がいろいろ言うべきことではないという趣旨かと思いますが、果たしてそうでしょうか。山梨県は、4月10日に米国の関税措置に関する総合対策本部を立ち上げました。米国関税措置による本県産業への影響に対する対策を行うために設置されたと承知していますが、外交や経済安全保障に関わることであっても、県内産業への影響が懸念されることから、国任せではなく、県としても行動しているものと捉えております。ましてや、空中給油訓練は一瞬のミスが県民の命に関わる問題です。国の専権事項だからと制限を見送ることは理由にならないと考えます。

もし、この後、以上の理由から継続審査をすべきという意見をお持ちの方、委員の方がいらっしゃいましたら、今の私の指摘について明確に反論をしていただきたいと思います。

桐原委員 私は、山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて、継続審査の立場から意見を申し上げます。

軍用機における飛行訓練に関しては、先ほど名取委員が申し上げましたが、令和4年10月に県民生活部長から防衛省南関東防衛局企画部長に対して、県民や県を訪れる観光客に不安を抱かせることがないように、また、県民の生命、財産の安全を確保する観点から、知事名で防衛省南関東防衛局長宛てに文書による要請を行っております。

また、国は米軍に対して適切な対応を要請しており、県としても防衛省から地域住民の方々に不安を与えることのないよう、引き続き適切に対応するとの答弁を得ているなど、県民の安全を守るために必要な対応が行われていると承知をしております。

さらに、この案件は、米軍との合意事項については国の防衛施策に関わるものであり、また、外交及び安全保障は国の専管事項と解されていることを踏まえて、当該請願については、引き続き国や県の動向を注意しつつ、審査をしていくべきであると考えます。

したがって、本請願は継続審査とすべきと考えます。

志村委員 これは意見を求めますという最初の委員長の発言でしたけども、この件に関しては、質疑をすることは可能なのでしょうか。

向山委員長 できません。意見を求めています。

志村委員 では、意見を求められているので、意見として発言をさせていただきますが、この件に関しては、まず2022年3月に、空中給油が行われているということで目撃をされて、それを先ほど桐原委員からも説明があったような、また名取委員からも紹介されました過去の総務委員会の会議録を私も拝見しましたけれども、県として防衛省の南関東に要請を行ったという中に、その経過も多少述べられていましたけれども、その後、果たして報道等で知り得る限り、その後も空中給油が行われているのではないかと、そういう目撃情報も甲府市民の方々からも寄せられているという状況も報道等で知りました。

そういう中で、訓練か訓練でないかという解釈の違いもあるのかとは思いますが、こうした請願の審査をするのに当たって、この委員それぞれの認識も違うでしょうし、本来であれば材料として、例えば県行政として、その後、県民の方々からの目撃情報を何件得ているのか、空中給油が実際に日本全国でどれぐらい行われているのかといった情報を把握しているのかどうかということも、本来であれば、質疑が可能であればお聞きしたいと思いました。

そういうことがないと、これがどれくらい危険で、安全を脅かすほど危険なことなのかどうかを私たちが審査の参考にすることもできないし、実態が分からない以上は、これは安易に継続審査とすることがいいとも言えないし、採決をするというのも、これはなかなか簡単にできないと考えます。

そういう意味では、私自身は今回ここで継続するのもやむなしと思いますが、その前提として、やはり委員会として、例えば請願者からのもう少し意見を聞く機会を持つと

か、もう少し現状がどうなっているのかという情報を委員会として収集して、そして審査に生かしていくということを議会としてやっていかないと、先ほどあったような、県議会として、このことに対しての対応が、結果だけ見ると継続審査で何回も続いていくということになってしまいます。

もう一つ言えば、甲府市の市議会が今年の3月に本会議で採択ということになって、意見書を提出しているという実績もあるので、このようなことに関して意見聴取なども行う必要があると私は思っています。少なくともそういったことが現時点でできていない以上は、ここで継続審査にするのもやむを得ないと思いました。

名取委員

先ほど私、冒頭に申し上げた反論に対して、先ほど継続審査をすべきという御意見の中で、前回2月定例会での継続審査を求める発言と同様の発言があったと認識をいたしました。それに対して私は反論いたしておりますので、それへの回答がなかった。御意見を聞けなかったのは残念でなりません。

今、志村議員から危険性ということ指摘がありました。どれほど危険なものかということで、その一つの判断材料ということで一つ述べたいと思います。

2018年12月に高知県沖でF A—18戦闘機とK C—130空中給油機が接触し、墜落する事故が発生しております。また、2020年9月には、アメリカ・カリフォルニア州でF—35B戦闘機とやはりK C—130空中給油機が空中給油中に接触し、F—35Bが墜落し、大破、炎上する事故が発生しております。いずれも空中給油のために2機が接近し、接触したことによる事故であり、これは訓練であろうが、実際の運用であろうが、発生し得る問題です。こうした事故が山梨県上空で発生しないとは言いきれません。また、米軍が空中給油訓練は行わないが、運用上の所要、つまり実際の空中給油は行っても構わないという姿勢を取っている理由にもなりません。こういった米軍の詭弁とも言える説明と、それを受け入れる防衛省の姿勢を正して、空中給油の中止を求めるべきだと考えます。

最後に、一昨日、アメリカ・トランプ大統領がイラクの核施設3か所を空爆いたしました。国連憲章と国際法に明確に違反した無法な攻撃です。アメリカのニューヨークタイムズ誌によると、イランの核施設を攻撃した戦略爆撃機B—2について、中西部のミズーリ州の基地からイランに直行し、空中給油を繰り返し、約37時間飛行したとのことです。米軍の空中給油は、実際に無法な先制攻撃につながっていることに、私は背筋が寒くなる思いがしました。今日も多くの方が見えられていますが、そうした戦争の色合いが強くなっていることを心配されている方も多いからではないでしょうか。

米国の危険な先制攻撃を補完し、山梨県民の命と暮らしを脅かす県内上空での空中給油訓練の中止を県議会として求めることは当然だと考えますので、改めて本請願を採択することを求めたいと思います。

討論

なし

採決

採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(山梨県上空での空中給油の事例について)

志村委員 所管事項ということなので、ちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど請願の中でありました、その後、山梨県として空中給油の事例があるという情報を得ていたり、県民の方からそういう情報提供があつたりしたことがあるのかどうか、現在までの状況について、把握をそもそもされているのかどうかについて、御答弁をいただきたいと思います。

渡辺北富士演習場対策課長 県内上空での空中給油が、必ず空中給油であるという確認は取れていませんが、県民の皆様、それから新聞報道等によって集計をしております。

令和6年度は1日の情報提供がございました。それから、令和5年度は7日間、令和4年度は8日間、令和3年度は3日間ということになっております。今年度は情報がございません。

志村委員 承知しました。実際に確実に空中給油をしていることを断定することはできないのでしようけれども、実際に、どう見てもそうだという状況は、多分県民の皆さんが、それに対して非常に脅威を感じている、危険を感じているということは確かだと思います。その後、要するにこれだけ目撃情報が寄せられていて、2022年10月に県民生活部長から防衛省南関東防衛局企画部長宛ての要請を行って以降、県として防衛省に対して何らかのアクションというのはあったのでしょうか。

渡辺北富士演習場対策課長 情報提供をいただくと我々からすぐに防衛省に情報提供するとともに、県民が不安を感じることをないように、安全面に最大限配慮するよう要請しているところでございます。

志村委員 その都度確認をしていただいて、要請をしていただいているということでもありますけれども、先ほどの請願審査の中でもあったように、実際事故も確かに起きているということもありますし、空中給油をなぜ甲府盆地上空でやる必要があるのかも非常に疑問が出てくると思います。横田から出て近いところでやっているということかもしれないですけれども。そういうところの確認、仮に訓練でなくても、運用としてやっているとしても、問合せをして要請をするという県から防衛省に対しての流れの中で、なぜここでやっているのかを、本当は確認してほしいと多分県民の方も思っていると思います。そこについては、何か確認を取ったりしたことはあるのでしょうか。

渡辺北富士演習場対策課長 防衛省からは、米軍が空中給油を陸地上空で行う場合は、運用上の所要に基づく空中給油であるという説明をいただいております。

志村委員 そうとしか言わないと思うのですけれども、ある程度、英断というか、甲府市議会の事例を受け止めると、やはり私たちも県民の安全安心の生活をする権利を守るために、やはり政府から米軍に対して山梨県上空での空中給油の中止を求めるというスタンスは明確に打ち出していく必要があると思います。なので、請願は議会の意思決定ということになりますけれども、県としては、そういう考え方、意思決定をしていると理解しているのでしょうか。

渡辺北富士演習場対策課長 今のところは、県民の皆様から情報提供をいただければ、県民の方々の安全安心に最低限配慮するよう、引き続き防衛省に要請をしていきたいと考えております。

志村委員 私からはこれぐらいにしておきますけれども、県民の安全と安心を守るために、空中給油を山梨県上空、甲府盆地上空でやることは避けてもらいたいという考え方で、県の行政側としてお考えがあるということであれば、また県議会でもそれも踏まえて、県民の代表の県議会という中で意思決定をしていくことに、やっぱり汗をかいていかなければいけないと非常に感じましたので、最後にそれを申し添えて、私からは質問を終わります。

名取委員 今のことに関連しまして、先ほどの請願の審査の中で、県の対応を理由に県議会が請願を見送ることがあってはならないということも述べました。ただ、県に対しても、私はやはり今、課長答弁があったように、国に対して、米軍に対して最大限配慮するよう求めるというところにまだとどまっているわけです。やっぱり県としても、県民の生命や財産を守るために空中給油訓練をやらないでほしいと、中止すべきだと明確に県としても求めてほしいと思いますが、そうしたことの考えを伺いたいと思います。

渡辺北富士演習場対策課長 少し検討してみたいと思います。

関口総務部長 様々な御事情については、よく承知をいたしました。
しかしながら、これも国の専権事項に関わることでもあります。国家の大事な安全保障上の課題もあるかと思しますので、県としても県民の皆様の御負担にも御不安にも配慮しつつ、総合的に判断を行ってまいりたいと考えております。

その他 ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を令和7年8月6日から8月8日に実施することとし、詳細については、後日通知することとした。

以 上

総務委員長 向山 憲稔